

職員の給与等に関する報告 及び給与改定に関する勧告

令和6年10月

岐阜県人事委員会

目 次

別紙第1 報告	1
第1 給与に関する報告	1
1 職員の給与の状況	1
2 民間給与の状況	1
3 職員の給与と民間従業員の給与との比較	3
4 物価及び生計費等	3
5 人事院勧告・報告の概要	4
6 職員給与の改定等	7
(1) 本年の職員給与の改定	7
(2) その他の課題	9
第2 公務運営の改善等に関する報告	11
1 人材の確保と活用	11
(1) 多彩で有為な人材の確保	11
(2) 人材の育成	12
(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進	13
2 勤務環境の整備	14
(1) 長時間労働の是正	14
(2) 職員の健康管理	16
(3) 誰もが働きやすい職場環境づくり	17
(4) ハラスメント防止対策	18
3 ワーク・ライフ・バランスの推進	19
(1) 多様な働き方の推進	19
(2) 子育て、介護等の家庭生活と仕事の両立支援	21
4 公務員倫理の確立等	22
第3 給与勧告実施の要請	23
別表第1 民間における給与改定の状況	24
別表第2 民間における定期昇給の実施状況	24
別表第3 職員給与と民間給与との較差	24
別表第4 民間における特別給の支給状況	24
別紙第2 勧告	25

別紙第 1

報 告

本委員会は、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の適用を受ける職員（技能職員等を除く。以下「職員」という。）の給与、民間従業員の給与及び生計費等職員の給与を決定する諸条件並びに勤務時間等について調査、検討を行ったので、その結果を次のとおり報告する。

第 1 給与に関する報告

1 職員の給与の状況

本委員会が実施した令和 6 年の人事・給与統計調査によると、本年 4 月 1 日現在の職員の総数は 23,509 人で、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職、医療職、任期付研究員及び任期付職員の 7 種 13 給料表があり、本年 4 月における平均給与月額額は 385,621 円となっている。また、その平均年齢は 40.9 歳、平均経験年数は 18.5 年となっている。

このうち、行政職給料表適用職員 5,464 人の本年 4 月における平均給与月額額は 364,262 円となっており、その平均年齢は 42.3 歳、平均経験年数は 20.2 年となっている。

2 民間給与の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間従業員の給与との精密な比較を行うため、人事院と共同して、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上である県内の民間事業所 889(母集団事業所)のうちから、

層化無作為抽出法によって抽出した 173 の事業所を対象に、「令和 6 年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、県の行政職と類似すると認められる事務・技術関係 22 職種の 5,400 人及び教育、研究、医療関係等 54 職種の 520 人について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び役職段階、学歴、年齢等を調査した。

また、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において民間事業所で支払われた特別給について調査したほか、各民間事業所における給与改定の状況等についても調査した。

(2) 調査の実施結果

本年の「職種別民間給与実態調査」の主な調査結果は、次のとおりである。

ア 給与改定の状況

別表第 1 に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した民間事業所の割合は 68.1%（昨年 58.1%）となっており、昨年に比べて増加している。一方、ベースダウンを実施した事業所は 0.6%（同 0.7%）であった。

また、別表第 2 に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は 95.4%（昨年 92.2%）となっており、昨年に比べて増加している。

イ 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で 27.7%（昨年 35.1%）、高校卒で 32.7%（同 34.9%）となっている。そのうち、初任給について、増額した事業所の割合は、大学卒で 65.1%（同 66.3%）、高校卒で 75.3%（同 67.4%）であり、据え置いた事業所の割合は大学卒で 34.9%（同 33.7%）、高校卒で 24.7%（同 30.4%）となっている。

3 職員の給与と民間従業員の給与との比較

(1) 月例給

本委員会は、月例給の比較において、令和6年の人事・給与統計調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあっては行政職給料表適用職員、民間従業員にあってはこれに類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の者について、役職段階、学歴、年齢等の給与決定要素を同じくすると認められる者同士の本年4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

その結果は、別表第3に示すとおりであり、民間従業員の給与が職員の給与を1人当たり平均10,247円（2.76%）上回っていた。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給の調査結果は、別表第4に示すとおり、年間で所定内給与月額に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.50月）を上回っている。

4 物価及び生計費等

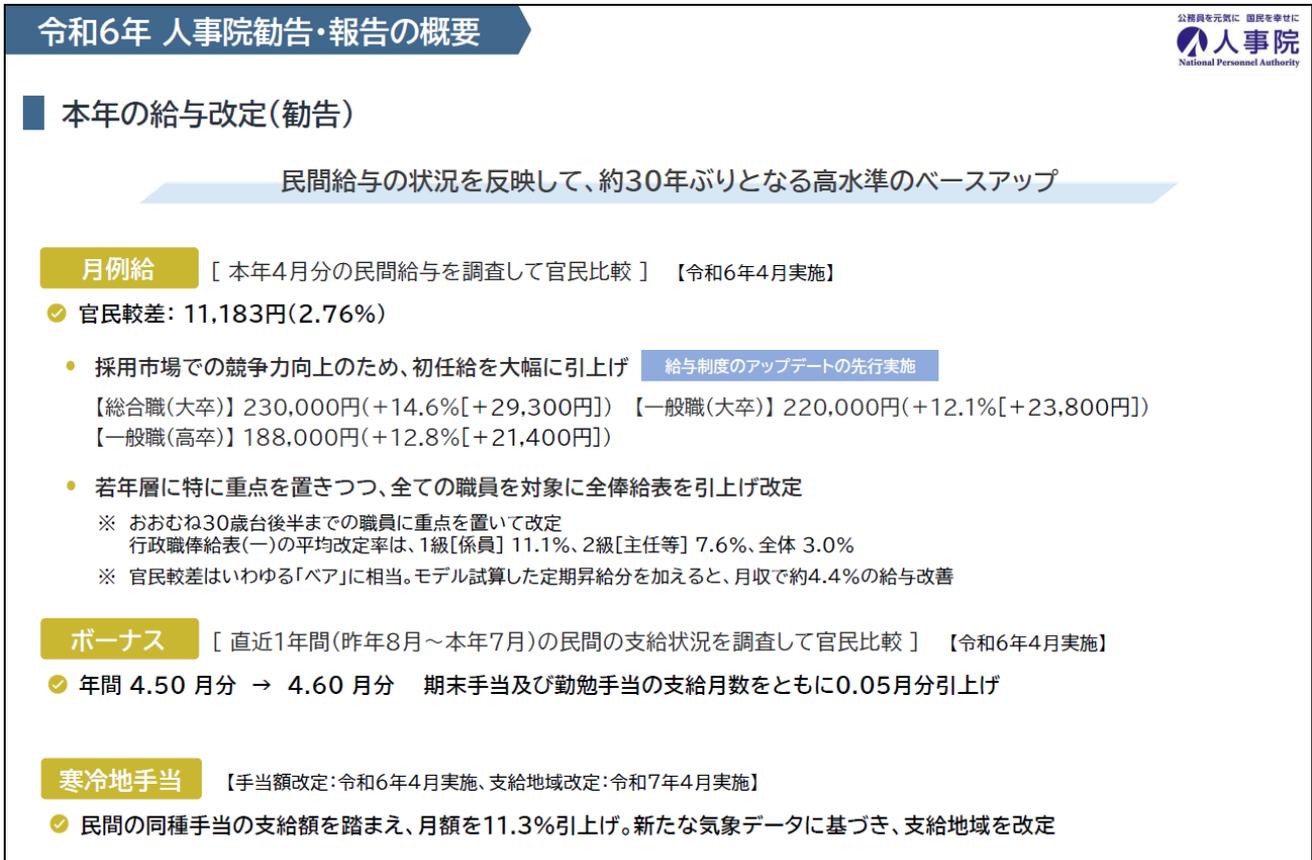
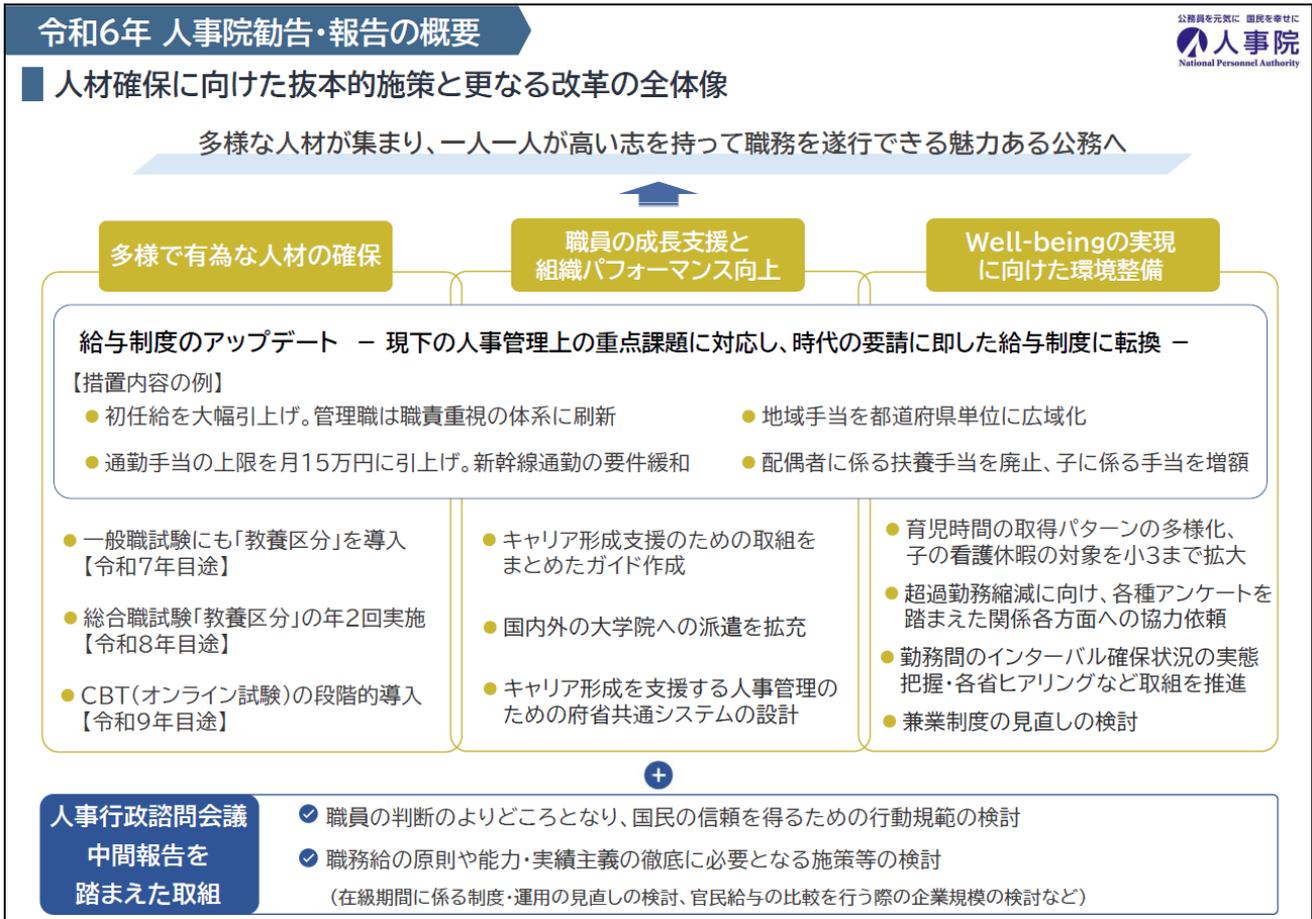
本年4月の岐阜市の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ2.6%上昇した。

本委員会が「家計調査」（総務省）を基礎に算定した本年4月における岐阜市の勤労者世帯の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ141,430円（対前年同月比プラス20,430円）、176,770円（同プラス10,310円）及び212,160円（同プラス120円）となっている。

本年4月の本県の有効求人倍率（岐阜労働局）は1.58倍（季節調整値）と、32か月連続で1.50倍を超えた。

5 人事院勧告・報告の概要

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与及び国家公務員人事管理について報告し、併せて給与の改定等について勧告した。また、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正について意見の申出を行った。その概要は、次のとおりである。



■ 給与制度のアップデート(勧告) 【令和7年4月実施(初任給・若年層の水準引上げは、令和6年4月に先行実施)】

- 現下の人事管理上の重点課題に対応し、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備

俸給	初任給・若年層の水準を大幅引上げ 係長以上はより職責重視の体系とし、特に本府省課室長級は役割に見合う処遇に抜本的に見直し
地域手当	都道府県単位(中核的な市は個別指定)とし、級地を5段階に削減の上で最新民間賃金を反映(激変緩和を措置) 異動保障を3年間に延長
通勤手当等	支給限度額を月15万円に引上げ、この範囲内で特急料金も全額支給 新幹線通勤等の要件緩和
扶養手当	配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額
ボーナス	成績優秀者への勤勉手当の支給上限を引上げ(標準者の約3倍まで可能に) 任期付専門人材のボーナス拡充
その他手当	管理職員の平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯拡大 再任用職員の手当拡大(住居手当、特地勤務手当、寒冷地手当等)

■ 国家公務員の育児休業法の改正(意見の申出) 【民間労働法制の施行から遅れることなく実施】

- 民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充
 - ・1年につき10日相当、1日の上限時間数なく育児時間を取得できるパターンを選択可能に
 - ・非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大

6 職員給与の改定等

(1) 本年の職員給与の改定

ア 改定の必要性

前記3のとおり、本年は月例給及び特別給のいずれにおいても、民間従業員の給与が職員の給与を一定程度上回る状況が認められたところである。

労働基本権制約の代償措置としての給与勧告制度の意義から、民間従業員の給与との精密な比較により職員の給与を適正な水準に保つことが必要であり、本県では、これまで給料表改定等を通して、地域の民間賃金水準との較差の解消を図ってきた。

まず、月例給については、民間給与が職員の月例給与を上回る事となったことから、本年の人事院勧告による俸給表改定の考え方を参考に、公民較差を踏まえた所要の引上げ改定を行うことが適切であると判断した。

また、特別給についても、民間事業所における支給割合を考慮して、年間支給月数を引き上げることが適当であると判断した。

イ 改定すべき事項

(7) 給料表

(行政職給料表)

民間との給与比較を行っている行政職給料表については、民間の初任給との間に差があることを踏まえ、大学卒程度試験採用職員は23,200円、短大卒程度試験採用職員は26,000円、高校卒程度試験採用職員は23,600円、それぞれ初任給を引き上げることとし、初任給を始め若年層に重点を置きながら、全級全号給について一定の改善が及ぶよう、国家公務員に対してとられる措置に準じて引上げ改定を行う。

この改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員の給与と民間従業員の給与を均衡させるためのものであることから、同年

同月に遡及して実施する。

(行政職給料表以外の給料表)

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮し、本年4月に遡及して改定を行うこととする。

なお、教育職給料表の改定に当たっては、全国人事委員会連合会が作成した教員給与に関するモデル給料表の改定を参考にして行うこととする。

(イ) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の改定状況を勘案して国家公務員に対してとられる措置に準拠して所要の改定を行い、本年4月に遡及して実施する。

(ウ) 寒冷地手当

寒冷地手当の額について、本県はこれまで国家公務員に対してとられる措置に準拠して改定を行っていることから、支給月額を改定する必要がある。

また、支給地域についても、新たな気象データ(1991年から2020年までの30年平均値を用いた「メッシュ平年値2020」)に基づいて改定を行う。

なお、支給地域の改定に伴い、支給地域に該当しないこととなる地域に改定前から引き続き勤務している職員等に対しては、所要の経過措置を講ずる。

さらに、人事委員会が定める公署に勤務する職員の寒冷地手当の支給には、職員の居住地に関する要件が設けられているが、国が同種の要件を廃止することに併せ、本県においても当該要件を廃止する。

支給月額の改定は本年度から、その他の改定は令和7年4月

1日から実施する。

(エ) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.60月分とする。支給月数の引き上げ分は、民間の特別給の支給状況及び国家公務員に対してとられる措置に準拠して期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当を引き上げ、令和7年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう定めることとする。

また、教育職給料表（一）の適用を受ける職員のうち学長の職を占める職員及び定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

(オ) その他

会計年度任用職員の給与については、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とするよう総務省から通知がなされており、今回の勧告を踏まえた対応が望ましい。

(2) その他の課題

ア 在宅勤務等手当

国においては令和5年4月1日より、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を在宅で勤務することを命ぜられた職員に対して、在宅勤務等手当が支給されているところであるが、本県においては、在宅勤務制度は職員の多様な働き方の一つとして環境整備され、広く職員に利

用されているものの、在宅勤務等を中心とした働き方をする職員は非常に少ないことから、本委員会としては在宅勤務実施状況、他の地方公共団体の動向も注視しながら、引き続き手当の新設について検討していくこととする。

イ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

人事院は本年の職員の給与に関する報告の中で、給与制度のアップデートの内容を示した。その内容は、若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定、職務や職責をより重視した俸給体系等の整備、能力・実績をより適切に反映した昇給・ボーナスの決定、地域における民間給与水準の反映、採用や異動をめぐる様々なニーズへの適応、その他環境の変化への対応を主眼として給与制度を整備することである。

本県においても、優秀な人材を計画的に確保していくため、若年層の採用における競争力のある給与水準の設定や、職務や職責をより重視した給料体系等の整備など人事院が示した報告内容を踏まえ、社会と公務の変化に適応した適切な給与制度の整備が求められる。

一方、地域手当における区分設定の広域化や扶養手当及び通勤手当の規定等は、本県における地域の実情や勤務の状況等を踏まえる必要があり、本委員会としては、これらの事情を総合的に勘案するとともに、本県の状況を十分に検証し、本県の事情に最も適合する形で、給与制度のアップデートに係る報告及び勧告を本年末を目途に別途行うこととする。

第2 公務運営の改善等に関する報告

1 人材の確保と活用

(1) 多彩で有為な人材の確保

社会情勢が大きく変化する中、複雑・高度化する行政課題に柔軟かつ迅速に対応できる多彩で有為な人材を確保することは本県にとって重要な課題である。

本県においては、過去に行財政改革で職員の採用抑制を行ったことなどにより30歳台から40歳台半ばにかけて他の年代に比べて少ない職員構成となっており、特に一部の技術職では、20歳台の職員も著しく少ない職種がある。このため、将来にわたり安定的な組織運営を図るため、あるべき職員規模や職員構成を見据えながら、優秀な人材を計画的に確保していくことが非常に重要である。

しかしながら、少子化に伴う新規学卒者等の減少、民間企業における採用活動の活発化、国や他の地方公共団体との競合により、職員採用を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、採用試験の受験者確保及び採用辞退の防止に向けた一層の取組が求められている。

本委員会としては、受験者確保のため、全職種を一堂に集めた県職員ガイダンス、技術系職員が働く現場の見学会、若手職員が出身高校を訪問して高校生に仕事の内容や魅力を紹介する取組等を実施するほか、大学等での就職セミナーや合同企業展への積極的な参加に加え、SNSで試験広告や職種ごとの仕事内容を紹介する動画を配信するなど、本県職員の様々な仕事内容や職場等についての具体的なイメージの浸透を図っている。特に、土木職などの技術職及び獣医師、薬剤師、保健師などの資格免許職については人材確保が困難な状況にあることから、本年度から、短時間で実際の職務を体験できる「1day仕事体験」を年間通じて開催し、より積極的な情報発信に取り組んでいる。

また、令和6年度春の大学卒程度採用試験では、行政職・技術職

に加え、資格免許職の試験にも、従来の教養試験に代えて、民間企業で広く活用され、様々な学部の学生が受験しやすい総合適性検査SPIを導入した。この結果、大学卒程度の資格免許職試験の全体の受験者数は、昨年度に比べ薬剤師7.5倍、保健師2.1倍に増加となり、受験者確保に一定の効果が見られた。

一方、採用辞退の防止に向けては、任命権者において、採用予定者への継続的な個別相談の実施や県庁内の職場案内等が行われているが、引き続き、採用までの期間、任命権者におけるきめ細やかなサポートが望まれる。

本委員会では、引き続き、任命権者と連携して職種ごとの現状と課題を踏まえながら、本県職員に関するきめ細かい情報発信を行う。

採用試験については、国や他の地方公共団体においても受験者の負担を軽減するような試験方式となるよう多様な工夫が進められているところであり、これらの動きを十分注視し、一層の受験者確保につなげる手法として、本県における採用試験の受験可能年齢の引き下げなどの検討を進めていく。

(2) 人材の育成

行政を取り巻く環境や行政ニーズが激しく変化する中、行政課題、組織・職員構成、職員の就業意識の変化やテレワーク等の柔軟な働き方に対応した体系的、長期的な人材育成が求められる。

職員の育成に当たっては、職員としての使命感・倫理観の涵養や政策立案・実行能力の向上、将来のキャリア形成を支援する研修を充実させるとともに、職員が計画的に受講できる仕組みが重要である。加えて、各々の職場においても職員を育成する風土を醸成するなど、組織全体で職員の育成に取り組む必要がある。そのため、管理職員には、日常業務や職員面談等の機会を活用した職員の今後のキャリアに資するような指導・助言など、職員のキャリア形成を支援する働きかけを行うことが求められることから、管理職員がその

役割を十分に認識し、職員の人材育成に積極的に関わっていくことが必要である。

特に、新規採用職員が配属された職場では、担当係長やOJTトレーナーを始め、職場全体でOJTを適切に実施し、新規採用職員がOff-JTの履修により得られた知識も活かしながら、早期に環境や仕事に適応し能力を発揮できるよう努める必要があるほか、若手職員の人材育成には、採用1年目以降も継続して、管理職員が定期的な面談などを通じて、積極的にキャリア形成の支援をしていくことが重要である。

また、女性職員の活躍推進に向けては、管理職員を対象とした研修等を通じて、性別や家庭の事情等に係る無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれない意識改革を進め、女性職員の幅広い分野への配置や登用に、より一層努める必要がある。

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

組織全体のパフォーマンスを最大限に発揮するためには、職員一人ひとりの能力を引き出し、個々人の知識、専門性にも留意した人事配置を行うなどの能力・実績に基づく人事管理を実践していくことが必要である。そのためには、職員の能力と勤務実績について客観的かつ公正・公平な人事評価を行うとともに、評価結果を人事管理の基礎として、速やかに任用、給与等へ適切に活用していくことが必要である。

人事評価の運用に当たっては、任命権者において、評価者に対する研修等の充実に努めるなど、人事評価の客観性、公平性、公正性の一層の向上を図ることが重要である。

また、評価結果の開示に当たっては、職員が納得感と成長実感を得られ、意欲向上や能力伸長につなげられるよう適切なフィードバックを行うなど、人材育成や組織マネジメント向上の観点から、より効果的な運用が求められる。

その一方で、人事管理においては、定年引上げの影響を見極めつつ、職種ごとの年齢・職位別の人員構成にも留意し、中長期的な視点で持続的な行政運営のための取組を進める必要がある。

また、令和2年度からは、人事評価の結果に基づき、職務の遂行に支障をきたす職員を対象とした支援措置として「職務能力向上支援プログラム」が実施されている。当プログラムの実施に当たっては、対象職員にその趣旨等を丁寧に説明するとともに、職務遂行能力の向上が図られるよう効果的な実施に努める必要がある。

2 勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正

長時間労働は、職員の心身の健康を損なうおそれがあるのみならず、公務能率を低下させ、ワーク・ライフ・バランスを妨げる要因となるものであり、その是正は極めて重要な課題である。

本県では、平成31年4月から、人事委員会規則により時間外勤務を命ずることができる上限時間を設定し、時間外勤務の縮減に取り組んでいるところである。

知事部局では、令和5年度に時間外勤務が上限時間（月45時間）を超過した職員は延べ2,965人であり、令和4年度から40.8%減少した。また、月100時間以上となった職員は延べ192人であり、令和4年度から53.7%減少した。

任命権者においては、特例業務により時間外勤務の上限時間を超える場合でも月100時間未満とすることや月45時間超は連続2か月までとするなどの目標を設定し、長時間労働の是正に努めているところである。引き続き着実な取組を推進するとともに、職員一人ひとりの勤務時間を客観的な記録等により正確に把握した上で、業務の合理化、事務事業の抜本的な見直し、業務量の削減、職員間の業務負担の平準化、業務量に応じた適正な人員配置等、職員の負担

軽減につながる実効性のある方策を迅速に講じる必要がある。さらに、長時間の時間外勤務を行った職員に対しては、管理職員が面談等により速やかに健康状態を確認するとともに、医師による面接指導を迅速に実施し、その結果に基づく就業上の措置を適切に講じることが求められる。

また、長時間労働の是正には管理職員の役割が極めて重要であるため、管理職員のマネジメント能力向上や意識改革のための取組の充実を図るとともに、その役割を十分に果たせるよう管理職員自身の負担軽減にも配慮する必要がある。

さらに、上記の対策を進めてもなお、職員が恒常的に長時間の時間外勤務を行わざるを得ない場合には、業務量に応じた人員が確保される必要がある。

本委員会としても、引き続き、長時間労働や健康確保措置等の状況把握に努め、労働基準監督機関として必要な指導等を行っていく。

また、学校現場においても、教職員の多忙化、長時間勤務の常態化が大きな課題となっている。本年8月の国の中央教育審議会の答申では、依然として時間外在校等時間が長い教師が多いとされ、本県においても学校における働き方改革の取組を加速する必要がある。

教育委員会では「教職員の働き方改革プラン」に基づき様々な取組を進めているところであるが、まずは学校や教職員が本来行うべき業務を見極める必要がある。その上で、引き続き、現場の実態を十分に踏まえ、勤務時間管理の徹底、業務の適正化・効率化、校長を始めとする管理職員のマネジメント能力向上、部活動改革等について、実効性のある取組を迅速に進めていくことが必要である。

併せて、市町村立学校も含めた学校現場全体で状況が改善されるよう、県教育委員会は市町村教育委員会に対し必要な指導、助言等を行い、その取組を支援していくことが求められる。

(2) 職員の健康管理

職員がその能力を十分に発揮して職務を遂行し、質の高い県民サービスを提供するためには、心身ともに健康であることを第一に考える必要がある。

しかしながら、職務内容の複雑化、社会の急激な変化により職員が限られた人数で様々な行政課題への対応を迫られている状況や緊急に対応しなければならない業務の発生等の要因により、ストレスを抱える職員は今後ますます増加することが懸念される。

本県では、令和5年度の休職者のうち約83%が精神系疾患を原因としており、その割合は年々増加傾向にあることから、職員のメンタルヘルス対策は特に重要な課題である。

メンタルヘルス対策においては、まず、職員自身がストレスや不調に早期に気づき、適切に対処できるよう、メンタルヘルスに対する意識向上や自発的に相談できる体制の整備など、職員の「セルフケア」を促すことが大切である。また、職場内の円滑なコミュニケーションによりメンタルヘルスの向上を図ることも大切である。

管理職員や係長の役割も重要であり、日常業務や日頃のコミュニケーションを通じて職員の状況を把握し、ストレスの状況や心の健康状態の変化を早期に察知し、相談窓口の紹介や医療機関への受診勧奨等、早期発見・早期対応に努めるとともに、業務量や業務内容、人間関係等にも目配りし、ストレス要因の発生防止に努めるなど、管理職員等は適切な「ラインケア」を行う必要がある。

また、管理職員等が心の健康に関する知識を深め、相談対応のスキルアップや状況に応じた適切な「ラインケア」を行うことができるよう、任命権者は研修の充実等に努める必要がある。

任命権者においては、毎年度ストレスチェックを実施し、職員自身にストレスへの気づきを促しているところであり、集団分析結果等を職場環境の改善や健康管理体制の充実適切に活用していく必

要がある。令和5年度の職員の受検率は約95%となっているが、特に教育委員会において受検率が低いことから、さらに受検率の向上を図り、教職員のメンタルヘルス向上のために活用していくことが求められる。

また、休職者等の職場復帰については、任命権者において健康管理部門と管理職員等との連携を図りながら、管理職員への相談支援、管理職員向けの対応マニュアルの充実、治療と仕事の両立のための個別的サポートなどが検討されており、引き続き支援の充実が求められる。

なお、近年、高病原性鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、自然災害など、緊急に対応しなければならない業務が連続して発生している状況にある。時間外勤務の増加や慣れない業務への従事によりストレスや疲労が蓄積し、心身に不調をきたす職員の増加が懸念されることから、任命権者は職員の健康管理に十分に配慮することが求められる。併せて、緊急に対応しなければならない業務に備え、予め必要な装備の調達等を進めることや対応マニュアルの整備など、職員の健康と安全を確保することを基本に取り組む必要がある。

また、労働安全衛生管理に関して、毎年度、各所属において業務上のリスクや対策を確認する職場点検が行われているところであるが、職種を問わず不注意、不安全行動を原因とする転倒、転落等の行動災害が多発している状況もあることから、業務上の事故や健康被害を未然に防止するため、任命権者は、安全衛生管理について全職員への周知徹底を図り、職場の安全意識をさらに高めていくことが求められる。

(3) 誰もが働きやすい職場環境づくり

多彩な人材の活躍を促進するためには、年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、職員一人ひとりの個性や多様性を尊重し、そ

の能力を最大限に発揮できる職場環境づくりを進めていくことが重要であり、組織全体の活力向上につながるものである。

定年が段階的に引き上げられる中、60歳超の高齢層職員は、豊かな経験、知識や専門性を十分発揮し、知見や技術、ノウハウの継承を通じた人材育成への貢献などの活躍が望まれる。

女性職員の活躍推進については、職員の能力や経験にあわせて女性の職域の拡大が進められる中で、女性が少ない職場においても働きやすくなるよう職場環境の整備に取り組んでいく必要がある。

障がい者雇用では、任命権者において「障がい者活躍推進計画」を策定し、障がいのある職員が安心して働くことができる職場環境づくり等の取組を進めているところであるが、さらなる推進のためには、障がいのある職員一人ひとりの障がい特性や希望に応じた合理的配慮の円滑かつ適切な提供が必要である。任命権者においては、障がいのある職員及び配属先の管理職員、関係職員に対する相談支援や研修等の充実を図り、周囲の職員との相互理解のもとで障がいのある職員が職場に定着できるよう取り組み、全ての職員が働きやすく継続して勤務できる職場環境の整備に繋げていくことが求められる。

また、令和5年6月施行の「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（LGBT理解増進法）により、事業主は性的指向とジェンダーアイデンティティの多様性に関する労働者の理解増進に努めることとされている。

こうした状況を踏まえ、任命権者においては、誰もが働きやすい職場環境の整備を図っていくことが求められる。

(4) ハラスメント防止対策

「パワー・ハラスメント」、「セクシュアル・ハラスメント」、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」など、職場環境を

悪化させるハラスメントを防止していくことは、職員が働きやすい勤務環境を実現する上で重要な課題である。

任命権者においては、研修等を通じた意識啓発、相談窓口の設置、職員からの情報提供等により、ハラスメントの防止と早期発見、早期対応に努めているところであるが、昨年度においてもパワー・ハラスメントによる懲戒処分事案が発生しており、その根絶には至っていない。

ハラスメント防止には、管理職員の意識や役割が極めて重要であることから、任命権者は、研修内容をより実効性のあるものとするなど、管理職員のハラスメント防止に関する意識や対応能力を一層高めていくことが必要である。また、全職員のハラスメント防止に関する意識を高めるため、研修等の充実に努めるとともに、事案の早期発見、早期対応のため、職員が利用しやすい相談体制を構築し、その周知を徹底していくことが求められる。

さらに、任命権者は、ハラスメント事案を把握した場合には、迅速に事実調査、被害者・加害者への適切な処置を行うとともに、有効な再発防止策を講じる必要がある。

また、近年、顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマー・ハラスメント）への対応について社会的関心が高まっているが、公務においても行政サービスの利用者等が業務の範囲や程度を明らかに超える要求をする言動について、任命権者は職員を守る責務があることを認識し、対応マニュアルの作成やハラスメント対策のための環境整備など具体的な対応策を定め、組織として対応ができるよう職員へ周知する必要がある。

3 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 多様な働き方の推進

本県では、令和2年2月に、新型コロナウイルス感染症の感染拡

大を契機として在宅勤務が開始され、同感染症の5類移行後は、業務継続性の確保及び職員の多様な働き方の実現を目的として在宅勤務が推進されているところである。

在宅勤務は、子育て、介護等のために時間の制約を受ける職員が、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るうえで有効であるほか、その他の職員においても、公務能率の向上や時間の有効活用に資するものである。

国が本年3月に策定した「国家公務員におけるテレワークの適切な実施の推進のためのガイドライン」の内容も参考に、多様なライフスタイルに配慮した新しい働き方として、各々の職場の特性に応じ在宅勤務を効果的に活用していくことが求められる。

現在、本県では、「デジタル・トランスフォーメーション推進計画」に基づき、テレワーク環境の拡充等、新たな働き方への対応が進められている。また、令和5年1月開庁の新県庁舎では、業務の効率化、行政サービスの向上を目的にデジタル技術を活用した新しい執務環境が整備されたほか、庁舎内に保育施設が開設され、職員の仕事と子育ての両立を支援する環境が整えられた。

任命権者においては、こうした執務環境の変化や職員のニーズも踏まえ、職員のライフスタイルに応じた多様な働き方を可能とする勤務制度や職場環境の充実を図っていくことが求められる。

また、職員が心身の疲労を回復し、ゆとりある生活を送るためには、年次休暇等の取得促進を図っていく必要がある。

知事部局における令和5年の年次休暇の1人当たり平均取得日数は13.2日と前年(11.6日)より大幅に増加した。また、夏季休暇について令和5年度の取得状況は、平均3.9日であり付与日数4日をほぼ取得している。本年度は、8月1日現在で平均1.2日、9月1日現在で平均2.9日となっており、主に8月に取得していることがうかがえる。本年度から取得可能期間を1月拡大し、6月から

10月までとしたところであるので、付与日数については取得状況も踏まえ、見直しを検討していく。

任命権者においては、引き続き、年次休暇取得計画表の活用や、2(1)で述べた長時間労働の是正へ向けた取組により、休暇を取得しやすい環境づくりを着実に進めることにより、公務能率を向上させ、質の高い県民サービスの提供につなげることが求められる。

(2) 子育て、介護等の家庭生活と仕事の両立支援

人事院は、本年5月の育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の改正も踏まえ、国家公務員の育児休業等に関する法律について、育児時間を現行の形態に加え1年につき10日相当の範囲内で勤務しない形態を設け、職員がいずれかを選択可能とするなどの改正をするよう意見の申出を行った。本県においても、子育てをする職員が能力を十分発揮できるよう、引き続き子育てと仕事の両立支援に取り組む必要がある。

子育てに関しては、任命権者において、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画(以下「計画」という。)が策定され、子育てと仕事との両立支援の取組が進められている。この計画では、男性職員の育児休業取得率が指標の一つとして掲げられており、令和5年度の男性職員の育児休業取得率は、知事部局は88.1%と高い水準にある一方で、教育委員会は21.9%(市町村立学校の教職員を含む。)と低い水準にとどまっている。

また、計画では子育て支援制度周知のための職場内研修の実施率100%が目標として掲げられており、任命権者においては、引き続き、制度を確実に周知するとともに、制度を利用しやすい職場環境の整備等、計画に基づく取組を着実に推進していくことが求められる。

特に、教育委員会においては、教職員が安心して制度を利用できるよう、制度の周知、代替等職員の配置、教職員の意識改革等に取り組むとともに、市町村立学校の教職員についても同様に取組が進

められるよう、市町村教育委員会に働きかけていくことが求められる。

また、定年の引上げ等に伴い、親等の介護に直面する職員は今後とも増加すると見込まれる。

現在、介護休暇、介護時間（時短勤務）、早出遅出勤務等の両立支援制度が設けられているが、任命権者においては、制度の周知や、制度を利用しやすい職場環境の整備に努めることが求められる。

なお、子育て、介護等に関する両立支援制度については、国や他の都道府県の状況等も参考に、引き続き制度の拡充に向けた検討を進める必要がある。

4 公務員倫理の確立等

本県では、平成 18 年に発覚した不正資金問題に対する深い反省の上に立って策定した「県政再生プログラム」及び「岐阜県職員倫理憲章」に基づき、透明性が高く信頼される県政に向けた改革に取り組んでいるところである。

職員一人ひとりが、自らの言動が公務全体の信用に影響を与えることを十分に認識し、法令を遵守した適切な職務遂行はもとより、公務員倫理と服務規律の保持に努めるとともに、多様化・複雑化する行政課題に果敢に取り組んでいくことで、行政サービスの一層の向上に努め、県民の信頼と期待に応えられるよう、その職責を果たすことが求められる。

しかしながら、近年においても、公務上又は私生活上の非違行為に係る懲戒処分事案や、業務委託先等も含めてダブルチェック等を徹底していれば防げた可能性が高い個人情報漏えい等の情報セキュリティ事故が増加傾向にある。また、教員による児童、生徒に対する不適切な行為も絶えない状況である。

任命権者においては、職員に対し、適正な職務執行や服務規律の厳

正な保持について絶えずその徹底を図り、公務員倫理を確立していくことが求められる。

また、不適切な事務処理事案に関しては、類似の事案が複数の職場で見受けられる場合には、そこに構造的問題がある可能性もあることから、事案の背景を検証し、適切な再発防止策を講じることが求められる。

第3 給与勧告実施の要請

本委員会の給与勧告制度は、労働基本権を制約されている職員の適正な処遇を確保するため、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準を民間の給与水準に合わせるものとして、県民の理解と支持を得ながら職員の給与を決定する方式として定着している。

県内の民間従業員の給与との精密な比較により職員の給与を決定する仕組みを通じて、職員の適正な給与水準を確保することは、職員の士気の高揚のみならず、優秀な人材の確保にもつながり、ひいては県行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。初任給を始め若年層を中心に民間水準が大きく上回っていること、人事院も初任給を始め大幅な引上げ勧告を行ったこと、また、優秀な人材確保を図る必要があることから、本県においても人事院勧告を踏まえた適正な給与を支給することが必要であると考ええる。

議会及び知事におかれては、このような人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告のとおり実施されるよう要請する。

別表第1 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の慣行なし
	係員		68.1	3.0	0.6
課長級		57.8	5.1	0.0	37.1

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

別表第2 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給制度あり	定期昇給実施			定期昇給中止	定期昇給制度なし
			増額	減額	変化なし		
課長級	82.8	81.6	36.5	1.8	43.3	1.1	17.2

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

別表第3 職員給与と民間給与との較差

民間従業員の給与	381,502円
職員の給与	371,255円
較差	10,247円(2.76%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

別表第4 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期(A1)	337,881円
	上半期(A2)	353,324円
特別給の支給額	下半期(B1)	796,965円
	上半期(B2)	793,802円
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.36月分
	上半期(B2/A2)	2.25月分
年間計		4.61月分

(注) 下半期とは令和5年8月から令和6年1月まで、上半期とは令和6年2月から7月までの期間をいう。
備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、4.50月である。

別紙第 2

勸 告

次の事項を実現するため、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 32 年岐阜県条例第 29 号）、岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 12 年岐阜県条例第 48 号）及び岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年岐阜県条例第 38 号）を改正することを勧告する。

1 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

医療職給料表（一）、行政職給料表又は研究職給料表の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を人事院勧告の内容を考慮して改定すること。

イ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) 令和 6 年 12 月期の支給割合

a b 及び c 以外の職員

期末手当の支給割合を 1.275 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7125 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.075 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5125 月分）とすること。

b 人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（以下「管理・監督職員」という。）

期末手当の支給割合を 1.075 月分（定年前再任用短時間勤

務職員にあっては、0.6125 月分) とし、勤勉手当の支給割合を 1.275 月分 (定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6125 月分) とすること。

- c 教育職給料表 (一) の適用を受ける職員のうち学長の職を占める職員

期末手当の支給割合を 0.675 月分とし、勤勉手当の支給割合を 1.075 月分とすること。

- (イ) 令和 7 年度以降の支給割合

- a b 及び c 以外の職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.25 月分 (定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.7 月分) とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.05 月分 (定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.5 月分) とすること。

- b 管理・監督職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.05 月分 (定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.6 月分) とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.25 月分 (定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.6 月分) とすること。

- c 教育職給料表 (一) の適用を受ける職員のうち学長の職を占める職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.6625 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.0625 月分とすること。

- ウ 寒冷地手当について

- (ア) 寒冷地手当の支給月額を、地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とすること。

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
1 級地	29,400円	16,200円	11,500円
2 級地	26,000円	14,500円	9,800円
3 級地	25,100円	14,300円	9,600円
4 級地	19,800円	11,400円	8,200円

(イ) 寒冷地手当の支給地域を別記第 2 の表のとおりとすること。

この改正に伴い支給地域に該当しないこととなる地域に引き続き在勤する職員等については、所要の経過措置を講ずること。

(ウ) 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例別表第七に掲げる地域以外の地域に所在する公署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して同表に掲げる地域に所在する公署との権衡上必要があると認められる公署として人事委員会規則で定めるものに在勤する職員に対する寒冷地手当の支給について、同表に掲げる地域又は人事委員会規則で定める区域に居住するものに限る取扱いを廃止すること。

2 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 令和 6 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.75 月分とすること。

イ 令和 7 年度以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.725月分とすること。

3 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第4のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の令和6年12月期の期末手当について

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和6年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)については、令和6年12月1日から、1の(2)のイの(イ)、ウの(イ)及び(ウ)並びに2の(2)のイについては、令和7年4月1日から実施すること。

別記第 1

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	186,100	233,600	265,700	292,500	315,500	341,200	380,600	423,600	474,600
	2	187,300	235,100	266,700	294,100	317,300	343,200	383,200	426,100	477,700
	3	188,500	236,700	267,800	295,700	319,000	345,000	385,600	428,600	480,800
	4	189,600	238,200	268,800	297,200	320,600	346,900	387,800	431,100	483,900
	5	190,700	239,700	269,800	298,800	322,000	348,600	389,800	433,000	486,900
	6	192,400	241,300	270,800	300,400	323,300	350,400	392,100	435,100	490,000
	7	194,100	242,800	271,900	301,800	324,600	352,000	394,300	437,300	493,100
	8	195,700	244,400	272,900	303,100	325,900	353,700	396,300	439,500	496,200
	9	197,300	245,900	273,900	304,300	327,300	355,400	398,400	441,500	498,900
	10	199,000	247,300	275,000	305,900	329,100	357,100	400,700	443,600	502,000
	11	200,700	248,800	276,000	307,400	331,000	358,800	403,000	445,700	505,000
	12	202,300	250,200	277,000	308,800	332,700	360,400	405,200	447,700	508,100
	13	203,900	251,400	278,100	310,200	334,400	361,900	407,400	449,500	510,800
	14	205,600	252,700	279,100	311,300	336,200	363,700	409,700	451,400	513,200
	15	207,400	254,000	280,100	312,400	337,900	365,300	412,000	453,300	515,500
	16	209,100	255,200	281,300	313,600	339,700	367,000	414,300	455,200	517,900
	17	210,400	256,300	282,300	314,800	341,300	368,600	416,200	456,900	520,100
	18	212,100	257,500	283,600	316,500	343,100	370,400	418,100	458,700	521,600
	19	213,700	258,600	285,000	318,100	344,800	372,000	420,000	460,500	523,100
	20	215,200	259,700	286,200	319,800	346,400	373,600	421,900	462,300	524,500
	21	216,700	260,800	287,700	321,300	348,000	375,100	423,700	464,100	525,600
	22	218,400	261,800	289,000	322,900	349,600	376,700	425,500	465,600	527,100
	23	220,000	262,800	290,200	324,600	351,300	378,300	427,400	467,100	528,600
	24	221,700	263,900	291,500	326,200	352,800	379,900	429,300	468,600	530,100
	25	223,300	264,900	292,600	327,800	354,200	381,700	430,900	470,000	531,300
	26	225,100	265,800	293,800	329,500	356,000	383,700	432,400	471,300	532,400
	27	226,500	266,700	295,200	331,100	357,600	385,600	434,000	472,600	533,600
	28	227,800	267,700	296,500	332,800	359,300	387,400	435,500	473,800	534,800
	29	229,200	268,500	297,800	334,200	360,600	389,000	437,000	474,800	535,900
	30	230,300	269,300	298,800	336,000	362,100	390,800	438,300	475,500	536,800
	31	231,400	270,100	299,800	337,700	363,600	392,500	439,600	476,200	537,700
	32	232,500	271,000	301,000	339,300	365,200	394,200	440,900	476,900	538,600
	33	233,600	271,700	302,100	340,600	366,900	395,900	442,100	477,600	539,400
	34	234,700	272,500	303,300	342,500	368,700	397,300	443,400	478,300	540,300
	35	235,900	273,300	304,500	344,300	370,400	398,800	444,700	478,900	541,000
	36	237,000	274,100	305,700	345,900	372,100	400,200	445,900	479,600	541,500
	37	238,100	274,900	306,900	347,400	373,600	401,700	447,100	480,100	542,200
	38	239,100	275,800	308,300	349,100	374,900	402,900	447,900	480,800	542,900
	39	240,200	276,600	309,600	350,700	376,100	404,100	448,700	481,500	543,700
	40	241,100	277,400	310,900	352,400	377,500	405,200	449,500	482,100	544,300
	41	242,000	278,100	312,300	354,100	378,800	406,200	450,100	482,600	544,800
	42	242,900	278,900	313,600	355,900	379,700	407,400	450,700	483,100	
	43	243,800	279,700	314,900	357,800	380,700	408,500	451,300	483,500	
	44	244,600	280,400	316,300	359,600	381,800	409,700	451,900	483,800	

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額							
定年再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	245,300	281,000	317,600	361,100	382,600	410,400	452,600	484,100	
	46	245,900	281,800	318,900	362,600	383,500	411,100	453,400		
	47	246,600	282,500	320,300	364,000	384,400	411,800	454,000		
	48	247,200	283,200	321,400	365,400	385,200	412,500	454,700		
	49	247,800	283,900	322,300	367,000	386,100	413,100	455,100		
	50	248,400	284,700	323,700	367,800	386,900	413,800	455,600		
	51	249,100	285,400	325,000	368,800	387,700	414,300	456,000		
	52	249,600	286,100	326,300	369,800	388,400	414,800	456,400		
	53	250,100	286,700	327,600	370,700	389,100	415,100	456,800		
	54	250,500	287,500	328,900	371,800	389,800	415,300	457,200		
	55	250,800	288,100	330,100	372,800	390,500	415,600	457,600		
	56	251,200	288,800	331,400	373,800	391,200	415,900	457,900		
	57	251,500	289,400	332,700	374,700	391,700	416,200	458,200		
	58	251,800	290,200	333,800	375,400	392,300	416,600	458,700		
	59	252,100	290,800	334,900	376,100	393,000	416,900	459,000		
	60	252,400	291,500	336,000	376,700	393,700	417,200	459,300		
	61	252,800	292,100	336,800	377,200	394,100	417,400	459,600		
	62	253,100	292,800	337,700	377,800	394,700	417,700			
	63	253,400	293,500	338,400	378,500	395,300	418,000			
	64	253,700	294,000	339,200	379,200	395,800	418,300			
	65	254,000	294,500	340,000	379,500	396,300	418,500			
	66	254,300	295,100	340,400	380,200	396,900	418,800			
	67	254,700	295,700	341,100	380,900	397,500	419,100			
	68	255,000	296,300	341,800	381,500	398,000	419,400			
	69	255,300	296,800	342,600	381,900	398,400	419,600			
	70	255,600	297,300	343,300	382,400	398,900	419,900			
	71	255,900	297,900	344,000	383,000	399,500	420,200			
	72	256,300	298,500	344,600	383,600	400,100	420,400			
	73	256,600	299,000	345,100	384,000	400,400	420,600			
	74	256,900	299,500	345,700	384,600	400,700	420,900			
	75	257,200	300,000	346,300	385,300	401,100	421,200			
	76	257,500	300,300	346,900	385,900	401,500	421,400			
	77	257,800	300,500	347,200	386,300	401,800	421,600			
	78	258,100	300,800	347,700	386,800	402,100	421,900			
	79	258,500	301,000	348,100	387,400	402,400	422,200			
	80	258,800	301,300	348,500	387,900	402,600	422,400			
	81	259,100	301,500	348,900	388,400	402,800	422,600			
	82	259,400	301,700	349,400	389,000	403,100	422,900			
	83	259,700	302,000	349,900	389,600	403,400	423,200			
	84	260,000	302,200	350,400	390,000	403,600	423,400			
	85	260,300	302,500	350,800	390,300	403,800	423,600			
	86	260,600	302,800	351,200	390,700	404,100				
	87	261,000	303,100	351,600	391,100	404,400				
	88	261,300	303,400	352,000	391,500	404,600				
	89	261,600	303,700	352,300	391,900	404,800				
	90	261,900	304,000	352,700	392,400	405,100				
	91	262,200	304,400	353,100	392,800	405,400				
	92	262,500	304,800	353,500	393,200	405,600				

職員の区分	職務の級号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
	93	262,800	305,000	353,700	393,500	405,800				
	94		305,300	354,100	394,000					
	95		305,600	354,500	394,400					
	96		306,000	354,900	394,800					
	97		306,200	355,100	395,100					
	98		306,500	355,500						
	99		306,900	356,000						
	100		307,300	356,300						
	101		307,500	356,600						
	102		307,800	357,000						
	103		308,100	357,400						
	104		308,400	357,800						
	105		308,600	358,300						
	106		308,900	358,700						
	107		309,200	359,100						
	108		309,500	359,500						
	109		309,700	360,000						
	110		310,100	360,400						
	111		310,500	360,700						
	112		310,800	361,000						
	113		311,000	361,500						
	114		311,200	361,900						
	115		311,500	362,200						
	116		311,900	362,500						
	117		312,100	363,000						
	118		312,300							
	119		312,600							
	120		312,900							
	121		313,300							
	122		313,500							
	123		313,800							
	124		314,100							
	125		314,500							
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額								
		円 195,600	円 223,700	円 265,000	円 285,000	円 300,500	円 326,700	円 369,600	円 403,800	円 456,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第27条第1項に規定する職員を除く。

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	214,700	236,000	259,400	295,100	325,700	348,600	371,500	401,000	438,700
	2	217,100	238,200	261,400	296,400	327,400	350,400	373,300	402,800	440,600
	3	219,500	240,500	263,700	297,700	329,200	352,000	375,000	404,600	442,500
	4	222,000	242,700	265,900	299,000	330,900	353,700	376,800	406,300	444,400
	5	224,400	244,900	268,100	300,200	332,500	355,300	378,500	407,900	445,800
	6	226,800	247,000	269,400	301,300	333,900	356,400	380,200	409,400	447,400
	7	229,300	249,000	270,700	302,400	335,200	357,500	381,800	411,000	449,000
	8	231,500	250,900	272,100	303,300	336,600	358,600	383,400	412,500	450,500
	9	233,700	252,700	273,400	303,900	337,900	359,800	385,000	414,000	451,900
	10	235,900	254,500	274,700	304,600	339,500	361,500	386,600	415,600	453,600
	11	238,000	256,200	276,100	305,400	341,000	363,300	388,300	417,300	455,300
	12	240,000	257,600	277,400	306,100	342,600	364,900	389,800	418,800	456,800
	13	242,100	259,100	278,800	306,800	344,000	366,500	391,200	420,200	457,800
	14	244,100	260,900	280,000	307,600	345,400	368,300	393,000	422,300	459,400
	15	246,200	262,400	281,100	308,400	346,800	369,900	394,700	424,400	461,200
	16	247,800	263,900	282,700	308,900	348,100	371,600	396,500	426,500	463,000
	17	249,500	265,400	284,000	309,600	349,500	373,200	398,000	428,300	464,500
	18	251,000	266,700	285,300	310,500	351,100	374,900	399,600	429,900	466,300
	19	252,500	267,900	286,700	311,200	352,800	376,500	401,300	431,500	468,100
	20	254,100	269,000	287,900	312,000	354,400	378,100	402,900	433,100	469,900
	21	255,600	270,400	289,100	312,800	355,900	379,800	404,600	434,600	471,500
	22	257,300	271,600	289,800	313,600	357,600	381,400	406,200	436,200	473,300
	23	258,800	272,900	290,500	314,600	359,200	383,100	407,800	437,700	475,000
	24	260,300	274,300	291,100	315,500	360,800	384,700	409,500	439,200	476,800
	25	261,900	275,700	291,600	316,500	362,300	386,300	411,000	440,300	478,200
	26	263,100	277,200	292,200	317,800	363,900	388,000	413,100	441,700	479,600
	27	264,400	278,500	292,900	319,200	365,600	389,600	415,100	443,300	481,100
	28	265,600	279,800	293,400	320,500	367,200	391,300	417,100	444,800	482,400
	29	266,800	280,800	293,900	322,000	368,700	393,000	418,700	446,100	483,600
	30	268,200	282,200	294,500	323,500	370,300	394,600	420,400	447,800	484,300
	31	269,500	283,500	295,100	324,800	372,000	396,300	422,000	449,400	485,000
	32	270,800	284,800	295,600	326,000	373,600	398,100	423,700	451,100	485,600
	33	272,200	285,900	296,100	327,000	375,000	399,800	425,400	452,500	486,000
	34	273,700	286,600	296,700	328,300	376,800	401,800	426,900	454,200	486,700
	35	275,000	287,300	297,300	329,500	378,500	403,700	428,400	455,900	487,300
	36	276,500	287,900	297,800	330,600	380,100	405,700	429,900	457,500	488,000
	37	277,500	288,500	298,300	331,700	381,800	407,400	431,200	458,900	488,500
	38	278,800	289,100	298,900	332,900	383,400	408,800	432,700	459,600	489,200
	39	280,200	289,700	299,500	334,100	385,100	410,000	434,200	460,300	489,700
	40	281,400	290,300	300,200	335,300	386,900	411,300	435,600	461,000	490,300
	41	282,600	290,900	300,900	336,400	388,600	412,400	437,200	461,400	490,800
	42	283,300	291,500	301,600	337,700	390,600	413,500	438,500	461,900	491,200
	43	283,900	292,100	302,400	338,900	392,600	414,500	439,700	462,500	491,600
	44	284,600	292,700	303,100	340,100	394,700	415,500	441,000	463,100	492,000

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
定年再任用短時間勤務職員以外の職員	45	285,000	293,200	303,800	341,400	396,400	416,600	441,900	463,600	492,300
	46	285,600	293,700	304,800	342,600	398,100	417,800	442,700	464,300	
	47	286,100	294,200	305,600	343,800	399,700	419,000	443,500	464,900	
	48	286,700	294,700	306,500	345,100	401,200	420,100	444,100	465,500	
	49	287,200	295,300	307,300	346,300	402,500	421,300	444,500	466,100	
	50	287,800	295,900	308,400	347,600	403,500	422,100	445,200	466,500	
	51	288,300	296,500	309,500	348,900	404,500	422,900	445,600	466,800	
	52	288,800	297,100	310,600	350,100	405,500	423,600	445,900	467,200	
	53	289,400	297,700	311,500	351,300	406,600	424,100	446,200	467,600	
	54	290,000	298,500	312,600	352,800	407,700	424,800	446,500	467,800	
	55	290,500	299,200	313,700	354,100	408,800	425,500	446,800	468,100	
	56	291,000	299,900	314,800	355,400	409,900	426,100	447,100	468,300	
	57	291,500	300,700	315,800	356,400	411,200	426,800	447,300	468,700	
	58	292,100	301,600	317,000	357,700	412,000	427,200	447,600	468,900	
	59	292,600	302,500	318,100	358,900	412,800	427,800	447,900	469,100	
	60	293,100	303,400	319,200	360,200	413,500	428,400	448,300	469,300	
	61	293,600	304,200	320,300	361,500	414,000	428,900	448,600	469,700	
	62	294,200	305,100	321,400	362,900	414,700	429,300	448,900	469,900	
	63	294,700	306,000	322,500	364,300	415,400	429,800	449,200	470,100	
	64	295,200	306,900	323,700	365,700	416,100	430,300	449,500	470,300	
	65	295,900	307,600	324,700	367,100	416,400	430,700	449,700	470,700	
	66	296,400	308,600	325,800	368,600	417,100	431,300	450,000		
	67	296,900	309,400	327,000	370,100	417,800	431,700	450,300		
	68	297,500	310,200	328,100	371,500	418,400	432,100	450,600		
	69	298,000	311,100	329,100	372,800	418,800	432,500	450,800		
	70	298,500	312,100	330,400	374,200	419,200	432,900	451,100		
	71	299,000	313,000	331,600	375,500	419,700	433,400	451,400		
	72	299,500	313,900	332,800	376,900	420,200	433,700	451,600		
	73	300,000	314,800	333,500	378,100	420,700	434,000	451,800		
	74	300,600	315,700	334,900	379,300	421,100	434,300	452,100		
	75	301,200	316,600	336,300	380,600	421,700	434,600	452,400		
	76	301,800	317,400	337,600	381,800	422,200	434,800	452,700		
	77	302,300	318,200	338,900	383,100	422,700	435,000	452,900		
	78	302,900	319,100	340,300	384,300	423,200	435,300	453,200		
	79	303,500	320,100	341,700	385,500	423,800	435,600	453,500		
	80	304,200	321,100	343,200	386,600	424,300	435,800	453,800		
	81	304,800	322,000	344,500	387,800	424,700	436,000	454,000		
	82	305,500	323,100	346,100	389,000	425,300	436,300	454,300		
	83	306,200	324,200	347,700	390,200	425,800	436,600	454,600		
	84	306,800	325,200	349,200	391,400	426,000	436,800	454,900		
	85	307,500	326,100	350,700	392,500	426,300	437,000	455,100		
	86	308,200	327,100	352,200	393,100	426,900	437,300			
	87	308,900	328,200	353,700	393,600	427,300	437,600			
	88	309,600	329,200	355,100	394,100	427,600	437,800			
	89	310,400	330,200	356,400	394,700	427,900	438,000			
	90	311,200	331,500	357,700	395,300	428,300	438,300			
	91	312,100	332,800	358,900	395,900	428,700	438,600			
	92	312,800	334,000	360,300	396,500	429,100	438,800			

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93	313,300	335,200	361,600	396,900	429,400	439,000			
	94	314,200	336,600	363,100	397,400	429,800				
	95	315,200	337,800	364,600	397,900	430,200				
	96	316,000	339,100	366,000	398,400	430,600				
	97	316,800	340,300	367,400	398,800	430,900				
	98	317,800	341,600	368,600	399,200					
	99	318,700	342,800	369,700	399,700					
	100	319,600	344,000	370,900	400,200					
	101	320,500	345,400	372,100	400,600					
	102	321,600	346,400	373,200	401,100					
	103	322,600	347,400	374,300	401,600					
	104	323,600	348,500	375,400	402,100					
	105	324,400	349,600	376,600	402,400					
	106	325,000	350,700	377,200	402,900					
	107	325,600	351,800	377,800	403,400					
	108	326,200	352,800	378,400	403,700					
	109	326,700	354,000	379,000	403,900					
	110	327,200	355,000	379,500	404,400					
	111	327,600	356,000	380,000	404,900					
	112	328,100	357,000	380,500	405,400					
	113	328,900	357,900	380,900	405,700					
	114	329,600	358,800	381,300	406,200					
	115	330,300	359,800	381,800	406,700					
	116	331,000	360,800	382,300	407,200					
	117	331,600	361,900	382,700	407,500					
	118	332,300	362,300	383,200	408,000					
	119	333,100	362,900	383,800	408,500					
	120	333,900	363,500	384,300	409,000					
	121	334,500	363,900	384,500	409,400					
	122	334,900	364,300	385,000	409,900					
	123	335,400	364,700	385,600	410,400					
	124	335,900	365,100	386,000	410,900					
	125	336,200	365,500	386,400	411,300					
	126		365,900	386,900						
	127		366,300	387,400						
	128		366,700	387,900						
	129		367,100	388,200						
	130		367,500	388,700						
	131		367,900	389,200						
	132		368,300	389,700						
	133		368,500	389,900						
	134		369,000	390,400						
	135		369,500	390,800						
	136		369,800	391,300						
	137		370,000	391,600						
	138		370,400	392,100						
	139		370,900	392,600						
	140		371,400	393,100						

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
	141		371,700	393,400						
	142		372,200							
	143		372,700							
	144		373,200							
	145		373,400							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		250,900	262,900	267,200	299,400	316,500	331,100	355,300	391,600	424,200

備考 この表は、警察法第56条第2項に規定する警察の職員たる警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	221,100	265,500	322,300	364,500	430,900	731,000
	2	223,600	267,700	324,600	367,100	433,000	788,000
	3	226,000	269,900	326,900	369,800	434,800	846,000
	4	228,500	271,800	329,000	372,400	436,500	926,000
	5	230,900	273,700	331,200	374,800	438,300	999,000
	6	233,400	275,200	333,100	377,300	440,200	
	7	235,900	276,700	335,000	379,800	442,200	
	8	238,400	278,300	336,800	382,300	444,000	
	9	240,800	280,100	338,700	384,900	445,500	
	10	242,700	282,200	340,600	387,500	447,400	
	11	244,500	284,200	342,500	390,100	449,400	
	12	246,400	286,300	344,300	392,500	451,300	
	13	248,100	288,300	346,200	395,000	452,800	
	14	249,800	290,600	347,800	396,800	454,700	
	15	251,400	292,700	349,500	398,300	456,700	
	16	252,900	294,900	351,000	399,800	458,600	
	17	254,500	296,800	352,500	400,800	460,400	
	18	255,900	299,600	354,200	402,600	462,200	
	19	257,200	302,300	355,800	404,000	464,100	
	20	258,700	305,000	357,500	405,400	465,900	
	21	260,000	307,600	359,000	406,600	467,900	
	22	261,500	310,100	361,000	407,600	470,200	
	23	263,100	312,500	363,100	408,600	472,600	
	24	264,600	314,800	365,100	409,600	475,000	
	25	266,200	317,000	367,000	410,500	477,000	
	26	267,900	319,100	368,800	411,700	479,100	
	27	269,600	321,100	370,400	412,800	481,300	
	28	271,400	323,200	372,000	413,900	483,300	
	29	273,000	325,200	373,300	415,000	485,400	
	30	275,000	327,200	374,800	416,200	487,700	
	31	276,900	329,100	376,200	417,300	489,900	
	32	278,900	331,100	377,600	418,500	491,900	
	33	280,700	332,900	378,900	419,600	493,900	
	34	281,900	334,900	380,100	420,700	496,000	
	35	283,100	336,800	381,300	421,900	498,200	
	36	284,300	338,800	382,500	423,100	500,300	
	37	285,300	340,500	383,600	424,200	502,400	
	38	286,300	341,800	385,100	425,300	504,400	
	39	287,400	342,900	386,400	426,500	506,400	
	40	288,400	344,000	387,800	427,700	508,400	
	41	289,400	344,700	389,100	428,600	510,400	
	42	290,600	345,100	390,400	429,700	512,300	
	43	291,700	345,500	391,700	430,900	514,100	
	44	292,600	346,000	393,100	431,900	516,000	

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	293,600	346,600	394,400	432,900	517,900	
	46	294,600	347,100	395,600	434,000	519,700	
	47	295,600	347,600	396,900	435,200	521,500	
	48	296,600	348,100	398,000	436,300	523,300	
	49	297,500	348,500	399,100	437,400	525,000	
	50	298,000	348,900	400,400	438,600	526,800	
	51	298,400	349,400	401,500	439,800	528,600	
	52	299,100	349,800	402,700	441,000	530,400	
	53	299,500	350,100	403,800	441,800	532,100	
	54	299,900	350,500	405,000	442,700	533,800	
	55	300,200	350,900	406,300	443,600	535,500	
	56	300,600	351,400	407,400	444,400	537,100	
	57	301,100	351,800	408,400	445,200	538,700	
	58	301,600	352,200	409,400	446,100	540,000	
	59	302,100	352,600	410,500	447,100	541,300	
	60	302,600	353,000	411,400	447,900	542,600	
	61	303,000	353,400	412,600	448,600	543,800	
	62	303,400	353,900	414,100	449,500	544,800	
	63	303,800	354,300	415,500	450,600	545,800	
	64	304,200	354,700	416,900	451,500	546,800	
	65	304,600	355,100	417,700	452,300	547,500	
	66	305,100	355,500	418,700	453,200	548,400	
	67	305,500	356,000	419,800	454,200	549,300	
	68	305,900	356,400	420,900	455,200	550,200	
	69	306,200	356,800	421,800	456,200	551,100	
	70	306,600	357,300	422,600	457,200	551,900	
	71	307,100	357,800	423,500	458,100	552,600	
	72	307,500	358,200	424,200	459,100	553,200	
	73	307,900	358,500	424,900	460,000	553,900	
	74	308,300	359,000	425,800	460,900	554,400	
	75	308,700	359,400	426,600	461,800	555,200	
	76	309,200	359,800	427,200	462,800	555,800	
	77	309,500	360,300	427,800	463,600	556,300	
	78	309,900	360,800	428,400	464,000	556,900	
	79	310,300	361,300	428,800	464,600	557,500	
	80	310,800	361,900	429,200	465,200	558,100	
	81	311,100	362,400	429,500	465,900	558,800	
	82	311,500	363,100	429,900	466,600		
	83	311,900	363,800	430,200	467,100		
	84	312,300	364,500	430,600	467,700		
	85	312,600	365,100	430,900	468,100		
	86	313,100	365,700	431,300	468,500		
	87	313,500	366,300	431,700	469,000		
	88	313,900	366,900	432,100	469,300		
	89	314,300	367,500	432,400	469,600		
	90	314,700	367,900	432,800	470,000		
	91	315,100	368,300	433,200	470,400		
	92	315,600	368,700	433,500	470,700		

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93	316,000	369,100	433,800	471,000		
	94	316,500	369,500	434,200	471,400		
	95	317,000	370,000	434,500	471,700		
	96	317,400	370,400	434,800	472,000		
	97	317,800	371,000	435,100	472,300		
	98	318,300	371,500	435,400	472,700		
	99	318,800	372,000	435,700	473,000		
	100	319,400	372,500	436,000	473,300		
	101	319,700	372,900	436,300	473,600		
	102	320,000	373,400	436,600			
	103	320,400	373,700	436,900			
	104	320,700	374,100	437,200			
	105	321,000	374,600	437,600			
	106	321,300	375,000	437,900			
	107	321,600	375,500	438,200			
	108	321,800	376,000	438,500			
	109	322,100	376,500	438,800			
	110	322,400	377,000	439,100			
	111	322,800	377,400	439,400			
	112	323,200	377,800	439,700			
	113	323,500	378,200	440,000			
	114	323,900	378,600	440,300			
	115	324,200	379,000	440,600			
	116	324,600	379,400	440,900			
	117	324,800	379,800	441,100			
	118	325,100	380,200				
	119	325,500	380,600				
	120	325,900	381,100				
	121	326,100	381,400				
	122	326,400	381,800				
	123	326,700	382,300				
	124	327,100	382,600				
	125	327,300	383,000				
	126	327,500	383,500				
	127	327,800	384,000				
	128	328,100	384,400				
	129	328,300	384,900				
	130	328,600	385,400				
	131	329,000	385,900				
	132	329,300	386,400				
	133	329,500	386,900				
	134	329,800	387,400				
	135	330,200	387,900				
	136	330,400	388,400				
	137	330,600	388,900				
	138	330,800	389,400				
	139	331,000	389,900				
	140	331,300	390,400				

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	141	331,700	390,900				
	142	332,000					
	143	332,300					
	144	332,600					
	145	333,000					
	146	333,300					
	147	333,600					
	148	333,900					
	149	334,300					
	150	334,600					
	151	334,900					
	152	335,100					
	153	335,400					
	154	335,700					
	155	336,000					
	156	336,300					
	157	336,600					
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	
		円 244,700	円 293,500	円 304,700	円 327,300	円 413,900	

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	202,900	250,200	303,200	360,900	432,000
	2	205,200	251,700	305,100	362,400	433,800
	3	207,600	253,100	306,900	363,800	435,600
	4	209,800	254,600	308,800	365,300	437,300
	5	212,000	256,000	310,600	366,700	438,900
	6	214,400	257,200	312,400	368,100	440,500
	7	216,600	258,500	314,300	369,400	442,300
	8	218,800	259,700	316,000	370,700	444,100
	9	221,100	261,100	317,800	372,000	445,800
	10	223,300	262,400	319,600	373,600	447,600
	11	225,500	263,700	321,500	375,100	449,500
	12	227,800	265,000	323,300	376,600	451,400
	13	230,000	266,400	325,300	377,900	453,000
	14	232,200	268,300	327,100	379,400	454,900
	15	234,300	270,100	329,000	380,900	456,800
	16	236,400	272,000	330,700	382,400	458,700
	17	238,600	273,700	332,400	383,800	460,400
	18	240,400	276,000	334,300	385,400	462,200
	19	242,200	278,200	336,300	386,800	464,000
	20	243,900	280,500	338,200	388,200	465,800
	21	245,700	282,700	340,200	389,800	467,400
	22	247,000	285,000	342,200	391,300	469,200
	23	248,400	287,200	344,100	392,900	471,100
	24	249,700	289,400	345,900	394,300	472,800
	25	250,900	291,400	347,600	395,500	474,400
	26	252,100	293,400	349,400	397,100	476,100
	27	253,400	295,300	351,000	398,600	477,600
	28	254,600	297,200	352,700	400,100	479,200
	29	255,700	299,000	354,300	401,500	480,900
	30	257,000	301,000	355,600	403,100	482,400
	31	258,200	302,800	356,800	404,700	483,700
	32	259,400	304,500	358,000	406,200	485,100
	33	260,600	306,300	359,400	407,600	486,300
	34	261,900	308,100	361,000	409,200	487,000
	35	263,200	309,900	362,600	410,900	487,700
	36	264,600	311,500	364,200	412,400	488,400
	37	266,000	313,200	365,700	413,600	489,000
	38	267,400	314,900	367,400	415,000	489,700
	39	268,800	316,800	369,000	416,400	490,400
	40	270,100	318,500	370,600	417,800	491,100
	41	271,400	319,900	372,100	419,400	491,700
	42	272,500	321,800	373,700	420,800	492,400
	43	273,500	323,700	375,400	422,200	493,100
	44	274,400	325,400	376,900	423,700	493,800

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	45	275,100	327,200	378,500	425,100	494,400
	46	276,000	329,100	380,100	426,400	495,100
	47	276,800	330,900	381,700	428,000	495,800
	48	277,600	332,600	383,300	429,500	496,500
	49	278,500	334,400	384,800	431,100	497,100
	50	279,300	336,300	386,400	432,500	
	51	280,100	338,100	387,900	434,100	
	52	280,900	339,900	389,300	435,700	
	53	281,700	341,500	390,800	437,300	
	54	282,500	342,800	392,300	438,800	
	55	283,400	344,200	393,700	440,400	
	56	284,200	345,500	395,200	442,000	
	57	284,900	347,000	396,700	443,500	
	58	285,500	348,700	398,400	445,000	
	59	286,400	350,200	400,000	446,300	
	60	287,300	351,900	401,400	447,700	
	61	288,100	353,400	402,700	449,000	
	62	288,700	355,100	404,100	450,300	
	63	289,600	356,700	405,500	451,500	
	64	290,300	358,200	406,800	452,700	
	65	291,300	359,800	408,000	453,900	
	66	292,100	361,400	409,300	455,100	
	67	293,000	363,100	410,600	456,300	
	68	293,700	364,600	411,900	457,500	
	69	294,400	366,100	413,300	458,800	
	70	295,300	367,800	414,600	460,000	
	71	296,100	369,400	416,000	461,200	
	72	296,800	371,000	417,300	462,400	
	73	297,500	372,500	418,500	463,500	
	74	298,300	374,100	419,900	464,100	
	75	299,000	375,800	421,300	464,600	
	76	299,600	377,300	422,700	465,100	
	77	300,300	378,900	423,800	465,600	
	78	301,000	380,300	425,100	466,200	
	79	301,700	381,700	426,400	466,700	
	80	302,300	383,100	427,800	467,200	
	81	302,900	384,400	429,100	467,700	
	82	303,700	385,800	430,400	468,300	
	83	304,400	387,200	431,600	468,800	
	84	305,100	388,600	432,900	469,300	
	85	305,800	389,700	434,000	469,800	
	86	306,700	391,100	435,100	470,400	
	87	307,400	392,400	436,300	470,900	
	88	308,100	393,800	437,400	471,400	
	89	308,800	395,000	438,400	471,900	
	90	309,800	396,300	439,400		
	91	310,600	397,500	440,400		
	92	311,400	398,700	441,400		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93	311,900	399,900	442,300		
	94	312,700	401,100	443,200		
	95	313,600	402,300	444,000		
	96	314,400	403,600	444,800		
	97	315,100	405,000	445,500		
	98	315,900	406,000	445,900		
	99	316,800	407,000	446,300		
	100	317,500	408,100	446,700		
	101	318,300	408,900	447,100		
	102	319,200	409,900	447,400		
	103	320,100	411,000	447,700		
	104	321,000	412,100	448,000		
	105	321,600	412,800	448,300		
	106	322,400	413,800	448,600		
	107	323,200	414,800	448,900		
	108	324,000	415,800	449,100		
	109	324,700	416,500	449,300		
	110	325,100	417,300			
	111	325,600	418,200			
	112	326,100	419,000			
	113	326,600	419,500			
	114	327,000	420,200			
	115	327,500	420,900			
	116	327,900	421,600			
	117	328,400	422,200			
	118	328,900	422,800			
	119	329,400	423,200			
	120	329,900	423,500			
	121	330,400	423,800			
	122	330,800	424,100			
	123	331,300	424,400			
	124	331,800	424,600			
	125	332,400	424,800			
	126	332,700	425,100			
	127	333,000	425,400			
	128	333,300	425,600			
	129	333,600	425,800			
	130	333,900	426,100			
	131	334,200	426,400			
	132	334,400	426,600			
	133	334,600	426,900			
	134	334,800	427,200			
	135	335,000	427,500			
	136	335,300	427,700			
	137	335,600	427,900			
	138	335,800	428,200			
	139	336,100	428,500			
	140	336,400	428,700			

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	141	336,600	428,900			
	142	336,800				
	143	337,100				
	144	337,300				
	145	337,600				
	146	337,800				
	147	338,100				
	148	338,400				
	149	338,600				
	150	338,800				
	151	339,100				
	152	339,400				
	153	339,600				
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 243,000	円 284,400	円 314,100	円 343,000	円 430,000

備考 (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職給料表（三）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	202,900	224,000	303,200	329,500	421,600
	2	205,200	226,400	305,100	331,600	423,100
	3	207,600	228,900	306,900	333,800	424,600
	4	209,800	231,300	308,700	335,900	426,000
	5	212,000	233,800	310,500	338,000	427,300
	6	214,400	236,200	312,400	340,100	428,800
	7	216,600	238,700	314,300	342,300	430,300
	8	218,800	241,100	316,000	344,400	431,700
	9	221,100	243,500	317,800	346,500	433,100
	10	223,300	245,200	319,600	348,700	434,500
	11	225,500	246,800	321,500	350,900	435,900
	12	227,800	248,500	323,300	352,900	437,300
	13	230,000	250,200	325,300	355,000	438,600
	14	232,200	251,700	327,100	356,600	440,000
	15	234,300	253,100	329,000	358,100	441,400
	16	236,400	254,600	330,700	359,600	442,800
	17	238,600	256,000	332,400	361,000	444,000
	18	240,400	257,200	334,300	362,500	445,300
	19	242,200	258,500	336,300	363,900	446,500
	20	243,900	259,700	338,200	365,400	447,800
	21	245,700	261,100	340,200	366,700	448,900
	22	247,000	262,400	342,200	368,100	450,100
	23	248,400	263,700	344,100	369,400	451,300
	24	249,700	265,000	345,900	370,700	452,500
	25	250,900	266,400	347,600	372,000	453,800
	26	252,100	268,300	349,400	373,400	455,000
	27	253,200	270,100	351,000	374,600	456,200
	28	254,300	272,000	352,700	375,800	457,300
	29	255,500	273,700	354,300	377,000	458,600
	30	256,900	276,000	355,600	378,300	459,400
	31	258,100	278,200	356,800	379,500	460,200
	32	259,300	280,400	358,000	380,600	461,100
	33	260,500	282,700	359,400	381,800	462,000
	34	261,700	285,000	360,800	383,000	462,500
	35	262,900	287,200	362,200	384,300	463,000
	36	264,200	289,400	363,600	385,400	463,500
	37	265,400	291,400	364,900	386,500	464,000
	38	266,600	293,400	366,400	387,800	464,500
	39	267,900	295,300	367,800	389,000	465,000
	40	269,100	297,200	369,200	390,100	465,500
	41	270,300	299,000	370,500	391,200	466,000
	42	271,400	301,000	371,900	392,500	466,500
	43	272,600	302,800	373,200	393,700	467,000
	44	273,700	304,500	374,600	394,800	467,500

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	45	274,700	306,300	375,900	396,000	468,000
	46	275,600	308,100	377,100	397,200	468,500
	47	276,400	309,900	378,400	398,400	469,000
	48	277,200	311,500	379,600	399,700	469,500
	49	277,900	313,200	380,800	400,900	470,000
	50	278,800	314,900	382,100	402,200	
	51	279,500	316,800	383,300	403,400	
	52	280,300	318,500	384,600	404,700	
	53	281,100	319,900	385,800	405,900	
	54	281,900	321,800	387,000	407,200	
	55	282,700	323,700	388,200	408,200	
	56	283,500	325,400	389,400	409,300	
	57	284,200	327,200	390,500	410,500	
	58	285,000	329,100	391,800	411,700	
	59	285,800	330,900	393,100	413,000	
	60	286,500	332,600	394,400	414,200	
	61	287,200	334,400	395,300	415,400	
	62	287,900	336,300	396,500	416,400	
	63	288,600	338,100	397,500	417,700	
	64	289,200	339,900	398,700	419,000	
	65	290,000	341,500	399,600	420,200	
	66	290,800	342,800	400,700	421,300	
	67	291,500	344,200	401,700	422,400	
	68	292,200	345,500	402,700	423,600	
	69	293,000	347,000	403,800	424,600	
	70	293,800	348,600	404,800	425,800	
	71	294,500	350,100	405,900	427,000	
	72	295,200	351,700	407,000	428,200	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	295,600	353,100	408,000	428,900	
	74	296,400	354,700	409,100	429,700	
	75	297,100	356,200	410,200	430,400	
	76	297,700	357,700	411,200	430,900	
	77	298,300	359,200	412,100	431,200	
	78	299,100	360,700	413,100	431,500	
	79	299,700	362,200	414,100	431,900	
	80	300,300	363,800	415,100	432,400	
	81	300,900	365,200	415,900	432,700	
	82	301,600	366,500	416,700	433,100	
	83	302,200	367,900	417,500	433,400	
	84	302,800	369,100	418,300	433,700	
	85	303,300	370,300	419,000	434,000	
	86	303,900	371,600	419,600	434,400	
	87	304,400	372,800	420,300	434,700	
	88	304,900	374,000	421,000	435,000	
	89	305,300	375,200	421,600	435,300	
	90	305,900	376,300	422,300	435,600	
	91	306,400	377,400	422,700	435,900	
	92	306,900	378,500	423,300	436,100	

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93	307,200	379,600	423,700	436,300	
	94	307,800	380,800	424,200	436,600	
	95	308,300	381,900	424,700	436,900	
	96	308,700	383,100	425,000	437,100	
	97	309,100	384,100	425,200	437,300	
	98	309,600	385,100	425,500	437,600	
	99	310,100	386,000	425,800	437,900	
	100	310,600	386,900	426,000	438,100	
	101	311,000	387,900	426,200	438,300	
	102	311,400	388,900	426,500	438,600	
	103	311,800	389,800	426,900	438,900	
	104	312,100	390,700	427,100	439,100	
	105	312,300	391,500	427,300	439,300	
	106	312,600	392,400	427,600		
	107	312,900	393,300	427,900		
	108	313,200	394,200	428,100		
	109	313,400	395,100	428,300		
	110	313,600	396,100			
	111	313,900	397,000			
	112	314,200	397,900			
	113	314,400	398,500			
	114	314,600	399,400			
	115	314,800	400,300			
	116	315,100	401,200			
	117	315,400	402,000			
	118	315,600	402,800			
	119	315,900	403,600			
	120	316,200	404,400			
	121	316,400	404,900			
	122	316,600	405,600			
	123	316,800	406,300			
	124	317,100	406,900			
	125	317,400	407,600			
	126		408,300			
	127		408,800			
	128		409,400			
	129		410,000			
	130		410,600			
	131		411,300			
	132		411,800			
	133		412,100			
	134		412,400			
	135		412,700			
	136		413,000			
	137		413,300			
	138		413,600			
	139		413,900			
	140		414,200			

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	141		414,500			
	142		414,800			
	143		415,100			
	144		415,400			
	145		415,600			
	146		415,900			
	147		416,300			
	148		416,500			
	149		416,700			
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 234,100	円 281,300	円 309,200	円 336,300	円 419,800

- 備考 (一) この表は、中学校、小学校、義務教育学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

二 教育職給料表（四）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	233,600	267,200	322,300	381,300	494,200
	2	236,500	269,100	324,600	384,300	496,300
	3	239,600	270,900	326,900	387,100	498,300
	4	242,700	272,600	329,000	390,200	500,400
	5	245,900	274,300	331,200	393,100	502,300
	6	249,200	275,800	333,000	395,100	504,300
	7	252,300	277,400	334,900	397,300	506,300
	8	255,500	278,900	336,700	399,800	508,300
	9	258,600	280,400	338,600	400,800	510,200
	10	260,400	282,500	340,400	402,400	512,200
	11	262,200	284,500	342,300	403,800	514,100
	12	263,800	286,600	344,200	405,300	516,000
	13	265,500	288,600	346,200	406,800	517,700
	14	266,900	290,700	347,800	408,200	519,500
	15	268,400	292,700	349,500	409,600	521,300
	16	269,700	294,800	351,100	411,000	523,100
	17	271,000	296,800	352,100	412,300	524,900
	18	272,200	299,600	354,400	414,100	526,700
	19	273,200	302,200	356,600	415,800	528,400
	20	274,200	304,900	358,900	417,600	530,200
	21	275,700	307,500	360,800	419,300	531,900
	22	277,200	310,100	363,100	421,200	533,500
	23	278,700	312,500	365,600	423,000	535,200
	24	280,300	314,900	368,100	424,900	536,800
	25	281,800	317,000	370,400	426,800	538,300
	26	283,400	319,200	372,600	428,700	539,700
	27	285,000	321,300	374,700	430,700	541,100
	28	286,500	323,500	376,900	432,600	542,500
	29	288,000	325,500	378,900	434,500	543,600
	30	289,600	327,200	380,600	436,400	544,600
	31	291,100	328,700	382,200	438,400	545,600
	32	292,700	330,300	383,900	440,300	546,600
	33	294,100	331,800	385,600	441,900	547,300
	34	295,400	333,500	386,900	443,900	548,200
	35	296,800	335,000	388,200	445,900	549,100
	36	297,600	336,600	389,500	447,700	550,000
	37	298,400	338,000	390,800	449,400	550,800
	38	299,300	339,400	392,500	451,400	551,700
	39	300,100	340,800	394,100	453,400	552,400
	40	300,900	342,100	395,700	455,300	552,900
	41	301,800	343,400	397,200	457,100	553,600
	42	302,600	345,100	398,900	459,500	554,300
	43	303,300	346,800	400,400	461,800	555,000
	44	303,900	348,700	401,900	464,100	555,500

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	304,500	350,400	403,300	466,200	556,000
	46	305,000	352,200	404,700	468,200	556,700
	47	305,500	353,700	406,200	470,400	557,300
	48	306,000	355,200	407,500	472,500	557,900
	49	306,500	356,800	408,600	474,700	558,500
	50	306,900	358,400	409,800	476,900	
	51	307,400	359,900	411,000	479,000	
	52	307,800	361,500	412,100	481,200	
	53	308,200	362,900	413,100	483,100	
	54	308,600	363,900	414,300	484,800	
	55	309,000	364,900	415,600	486,500	
	56	309,500	366,000	416,700	488,100	
	57	310,000	367,100	417,900	489,600	
	58	310,400	368,500	419,100	490,700	
	59	310,800	369,800	420,300	491,800	
	60	311,200	371,100	421,500	492,900	
	61	311,600	372,400	422,600	493,900	
	62	312,000	373,800	424,100	495,000	
	63	312,500	375,100	425,700	496,100	
	64	312,900	376,500	427,200	497,100	
	65	313,400	377,600	428,600	498,100	
	66	313,800	378,900	429,600	499,200	
	67	314,200	380,300	430,500	500,100	
	68	314,600	381,500	431,400	501,200	
	69	315,000	382,700	432,300	502,100	
	70	315,400	384,100	433,300	503,200	
	71	315,900	385,400	434,300	504,200	
	72	316,300	386,700	435,200	505,200	
	73	316,700	387,900	435,900	506,200	
	74	317,300	389,200	436,700	507,300	
	75	317,800	390,700	437,500	508,300	
	76	318,300	392,000	438,400	509,200	
	77	318,600	393,100	439,400	510,100	
	78	319,100	394,300	440,400	511,000	
	79	319,600	395,400	441,300	511,900	
	80	320,100	396,600	442,300	512,800	
	81	320,500	398,000	443,000	513,600	
	82	321,000	399,500	443,900	514,400	
	83	321,500	401,000	444,800	515,200	
	84	321,900	402,400	445,600	516,000	
	85	322,400	403,500	446,500	516,400	
	86	322,900	404,800	447,300	517,100	
	87	323,500	406,100	448,100	517,900	
	88	324,000	407,400	449,000	518,700	
	89	324,400	408,700	449,600	519,400	
	90	324,900	409,800	450,000	520,200	
	91	325,300	410,800	450,400	520,900	
	92	325,800	411,900	450,800	521,300	

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93	326,400	412,700	451,200	521,900	
	94	326,900	413,800	451,700	522,500	
	95	327,500	414,900	452,200	523,000	
	96	328,100	415,800	452,700	523,500	
	97	328,500	416,800	452,900	523,900	
	98	328,900	417,700	453,400		
	99	329,200	418,600	453,700		
	100	329,500	419,600	454,000		
	101	329,900	420,200	454,300		
	102	330,200	421,200	454,600		
	103	330,500	422,200	454,900		
	104	330,800	423,200	455,200		
	105	331,300	423,800	455,400		
	106	331,700	424,600	455,700		
	107	332,200	425,400	456,000		
	108	332,600	426,000	456,200		
	109	333,000	426,400	456,400		
	110	333,500	426,800	456,700		
	111	333,900	427,200	457,000		
	112	334,400	427,500	457,200		
	113	334,700	427,700	457,400		
	114	335,200	428,000			
	115	335,600	428,300			
	116	336,000	428,600			
	117	336,300	428,800			
	118	336,700	429,100			
	119	337,200	429,400			
	120	337,700	429,600			
	121	337,900	429,800			
	122	338,300	430,100			
	123	338,600	430,400			
	124	339,000	430,600			
	125	339,200	430,800			
	126	339,500				
	127	340,000				
	128	340,400				
	129	340,600				
	130	341,000				
	131	341,500				
	132	341,900				
	133	342,100				
	134	342,500				
	135	343,000				
	136	343,300				
	137	343,600				
	138	344,000				
	139	344,400				
	140	344,800				

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	141	345,300				
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 257,200	円 304,100	円 322,000	円 388,900	円 485,400

備考 この表は、専修学校のうち人事委員会の指定するものに勤務する校長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	186,500	237,500	317,100	361,900	407,500
	2	187,700	241,800	318,900	363,300	410,100
	3	188,900	244,600	320,900	364,700	412,800
	4	190,000	247,300	322,800	366,100	415,300
	5	191,100	250,000	324,700	367,300	417,400
	6	193,200	251,600	326,500	368,500	419,900
	7	195,400	253,200	328,400	369,700	422,400
	8	197,500	254,700	330,100	370,800	424,700
	9	199,600	256,300	331,900	372,000	427,000
	10	201,700	258,400	333,900	373,500	429,600
	11	203,700	260,600	336,000	374,800	432,100
	12	205,700	262,600	338,000	376,200	434,400
	13	207,700	264,600	340,000	377,500	436,700
	14	209,700	267,000	342,100	378,900	439,500
	15	211,600	269,300	344,000	380,300	442,200
	16	213,500	271,600	345,900	381,700	445,000
	17	215,200	273,800	347,700	383,000	447,500
	18	217,000	276,300	349,400	384,400	450,000
	19	218,900	278,700	351,000	385,900	452,600
	20	220,700	281,200	352,700	387,300	455,000
	21	222,600	283,500	354,300	388,800	457,500
	22	224,400	285,600	355,300	390,200	460,100
	23	226,200	287,900	356,300	391,700	462,700
	24	227,900	290,000	357,300	393,100	465,100
	25	229,600	292,000	358,500	394,500	467,400
	26	231,800	294,000	359,800	396,100	469,800
	27	233,700	295,900	361,100	397,500	472,400
	28	235,700	297,900	362,300	398,900	474,800
	29	237,600	299,800	363,500	400,300	477,200
	30	238,700	301,400	364,600	401,900	479,800
	31	239,900	302,900	365,800	403,500	482,400
	32	241,000	304,500	366,900	405,000	484,900
	33	242,400	306,000	368,000	406,600	487,200
	34	244,000	307,500	369,100	408,200	489,700
	35	245,500	309,100	370,100	409,800	492,200
	36	247,100	310,500	371,100	411,500	494,700
	37	248,600	311,900	372,100	412,800	497,100
	38	250,200	312,900	373,000	414,200	499,600
	39	251,900	313,800	373,800	415,600	502,000
	40	253,500	314,700	374,600	416,900	504,500
	41	255,100	315,600	375,300	418,200	506,800
	42	256,700	316,100	376,200	419,600	509,100
	43	258,200	316,600	377,000	421,100	511,300
	44	259,700	317,200	377,900	422,600	513,600

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	261,300	317,800	378,700	423,800	515,300
	46	262,700	318,300	379,500	425,200	516,900
	47	263,900	318,800	380,300	426,800	518,500
	48	265,200	319,400	381,200	428,300	520,000
	49	266,400	319,800	382,000	429,500	521,700
	50	267,500	320,300	383,300	431,000	523,200
	51	268,700	320,900	384,600	432,400	524,600
	52	269,800	321,400	385,800	433,900	526,100
	53	270,900	321,700	386,500	435,300	527,300
	54	272,100	322,200	387,500	436,700	528,500
	55	273,100	322,600	388,400	438,100	529,700
	56	274,100	323,100	389,100	439,500	530,900
	57	275,200	323,500	389,900	440,600	531,900
	58	275,900	323,900	390,600	441,900	532,900
	59	276,500	324,300	391,300	443,300	533,900
	60	277,100	324,700	392,000	444,600	534,900
	61	277,700	325,200	392,600	445,400	536,000
	62	278,400	325,800	393,300	446,200	536,900
	63	279,000	326,400	394,100	447,100	537,600
	64	279,600	327,000	394,900	448,000	538,300
	65	280,200	327,600	395,600	448,800	539,100
	66	280,900	328,200	396,400	449,700	539,900
	67	281,500	328,800	397,100	450,500	540,700
	68	282,100	329,400	397,800	451,300	541,500
	69	282,900	329,900	398,400	451,700	542,300
	70	283,600	330,600	399,100	452,300	543,100
	71	284,300	331,200	399,800	452,800	543,900
	72	285,100	331,800	400,500	453,300	544,700
	73	285,700	332,300	401,200	453,800	545,500
	74	286,400	333,100	401,800	454,400	
	75	287,100	333,800	402,500	454,900	
	76	287,900	334,500	403,200	455,400	
	77	288,400	335,200	403,900	455,900	
	78	289,100	335,900	404,400	456,500	
	79	289,800	336,600	405,000	457,000	
	80	290,500	337,400	405,600	457,500	
	81	291,100	338,100	406,100	458,000	
	82	291,800	338,900	406,800	458,600	
	83	292,500	339,600	407,400	459,100	
	84	293,200	340,200	407,800	459,600	
	85	293,800	340,800	408,300	460,100	
	86	294,500	341,300	408,800		
	87	295,200	341,700	409,300		
	88	295,900	342,100	410,000		
	89	296,500	342,400	410,400		
	90	297,200	342,900	410,900		
	91	297,900	343,300	411,400		
	92	298,500	343,700	412,100		

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93	299,200	344,000	412,500		
	94	299,900	344,400	413,000		
	95	300,500	344,800	413,500		
	96	301,100	345,200	414,200		
	97	301,400	345,800	414,600		
	98	302,000	346,300	415,100		
	99	302,700	346,800	415,600		
	100	303,200	347,300	416,300		
	101	303,700	347,800	416,700		
	102	304,100	348,300			
	103	304,500	348,800			
	104	304,900	349,300			
	105	305,400	349,700			
	106	305,900	350,100			
	107	306,400	350,600			
	108	306,700	351,100			
	109	306,900	351,600			
	110	307,300	352,000			
	111	307,600	352,400			
	112	307,800	352,800			
	113	308,100	353,300			
	114	308,400	353,700			
	115	308,700	354,100			
	116	309,000	354,500			
	117	309,300	355,000			
	118	309,600	355,400			
	119	309,900	355,900			
	120	310,200	356,300			
	121	310,500	356,700			
定年前再任用 短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 226,000	円 268,600	円 294,100	円 337,700	円 398,100

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400
	2	293,700	372,600	428,700	486,200
	3	296,000	375,100	430,700	488,000
	4	298,200	377,600	432,600	489,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600
	6	303,800	382,800	436,100	493,300
	7	307,300	385,500	437,700	495,000
	8	310,700	388,100	439,300	496,700
	9	314,100	390,200	440,900	498,400
	10	317,600	392,700	442,700	500,500
	11	321,000	395,200	444,500	502,600
	12	324,400	397,700	446,300	504,700
	13	327,800	400,300	448,100	506,700
	14	331,300	403,000	449,900	508,600
	15	334,700	405,600	451,700	510,700
	16	338,100	408,100	453,500	512,700
	17	341,500	410,500	455,100	514,600
	18	344,600	412,700	457,100	516,600
	19	347,700	414,800	459,000	518,600
	20	350,800	416,900	460,900	520,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200
	22	357,100	420,500	464,100	524,000
	23	360,200	422,000	465,900	525,800
	24	363,200	423,500	467,700	527,600
	25	366,200	424,900	469,500	529,200
	26	368,500	426,400	471,300	531,000
	27	370,800	427,900	473,100	532,800
	28	373,000	429,300	474,900	534,600
	29	374,900	430,700	476,700	536,200
	30	376,600	432,200	478,500	538,000
	31	378,300	433,700	480,300	539,800
	32	380,100	435,100	482,100	541,500
	33	381,900	436,500	483,900	543,100
	34	383,700	438,000	485,800	544,900
	35	385,300	439,500	487,700	546,600
	36	386,700	440,900	489,600	548,300
	37	388,100	442,300	491,500	549,800
	38	389,600	443,700	493,200	551,400
	39	391,100	445,100	495,000	552,800
	40	392,600	446,500	496,800	554,400
	41	394,100	447,900	498,400	555,900
	42	394,800	449,300	500,200	557,300
	43	395,400	450,700	502,000	558,700
	44	396,100	452,100	503,600	560,000

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	397,000	453,500	505,000	561,200
	46	397,600	454,900	506,700	562,200
	47	398,200	456,300	508,500	563,200
	48	398,800	457,700	510,200	564,200
	49	399,400	459,100	511,700	565,200
	50	399,900	460,800	513,000	566,100
	51	400,400	462,400	514,300	567,000
	52	400,900	464,000	515,600	567,900
	53	401,400	465,600	516,600	568,700
	54	401,800	466,800	517,900	569,600
	55	402,200	468,000	519,200	570,500
	56	402,600	469,100	520,500	571,400
	57	403,000	470,100	521,500	572,300
	58	403,400	471,100	522,300	573,200
	59	403,800	472,000	523,100	574,100
	60	404,200	472,800	523,900	574,800
	61	404,600	473,500	524,800	575,700
	62	405,000	474,200	525,600	576,600
	63	405,400	474,900	526,400	577,500
	64	405,800	475,500	527,100	578,400
	65	406,100	476,200	527,900	579,300
	66		476,900	528,700	
	67		477,500	529,400	
	68		478,100	530,300	
	69		478,400	531,200	
	70		479,000	532,000	
	71		479,700	532,900	
	72		480,400	533,800	
	73		480,800	534,600	
	74		481,400	535,500	
	75		482,100	536,400	
	76		482,800	537,100	
	77		483,200	537,900	
	78		483,800	538,800	
	79		484,400	539,700	
	80		484,900	540,600	
	81		485,400	541,400	
	82		485,900	542,300	
	83		486,400	543,200	
	84		486,900	544,100	
	85		487,300	544,900	
	86		487,800	545,800	
	87		488,200	546,700	
	88		488,700	547,600	
	89		489,200	548,400	
	90		489,800		
	91		490,400		
	92		490,800		

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93		491,300		
	94		491,900		
	95		492,500		
	96		493,000		
	97		493,500		
定年前再任用 短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 301,700	円 344,400	円 399,500	円 473,300

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	191,400	231,000	262,800	283,300	309,000	347,400	386,800
	2	193,600	232,300	264,000	284,200	310,600	349,200	389,100
	3	195,700	233,600	265,100	285,000	312,100	350,900	391,500
	4	197,800	235,000	266,200	285,800	313,600	352,500	393,800
	5	199,800	236,200	267,300	286,600	315,100	354,200	396,200
	6	201,900	237,300	268,200	287,500	316,600	355,900	398,800
	7	203,900	238,400	269,000	288,300	318,000	357,600	401,500
	8	205,700	239,400	269,800	289,000	319,400	359,200	404,100
	9	207,600	240,500	270,700	289,700	320,700	360,800	406,300
	10	209,500	241,700	271,500	290,500	322,100	362,600	408,500
	11	211,400	243,100	272,300	291,200	323,600	364,300	410,700
	12	213,600	244,400	273,200	292,000	325,000	366,000	413,000
	13	215,300	245,700	274,000	292,800	326,400	367,500	415,000
	14	217,300	247,100	274,800	293,700	328,100	369,200	417,000
	15	219,600	248,400	275,600	294,500	329,600	370,900	419,100
	16	221,700	249,600	276,500	295,200	331,200	372,500	421,200
	17	223,800	250,900	277,300	296,000	332,700	374,100	423,000
	18	225,000	252,100	278,100	297,100	334,400	375,800	424,900
	19	226,100	253,300	278,900	298,300	335,900	377,400	426,900
	20	227,300	254,500	279,800	299,500	337,400	379,100	428,800
	21	228,400	255,700	280,600	300,700	339,000	380,700	430,600
	22	229,300	256,600	281,400	302,000	340,600	382,800	432,200
	23	230,300	257,400	282,200	303,200	342,200	384,800	433,800
	24	231,200	258,200	283,100	304,500	343,700	386,800	435,400
	25	232,100	259,100	283,900	305,700	345,200	388,300	436,900
	26	233,000	259,900	284,800	306,900	346,900	390,000	438,200
	27	234,000	260,700	285,700	308,100	348,500	391,700	439,500
	28	234,900	261,600	286,600	309,400	350,000	393,500	440,800
	29	235,800	262,400	287,500	310,600	351,400	395,200	442,100
	30	236,800	263,200	288,400	311,800	352,900	396,700	443,300
	31	237,700	264,000	289,300	313,000	354,500	398,300	444,500
	32	238,600	264,900	290,200	314,200	356,000	399,800	445,600
	33	239,400	265,700	291,000	315,500	357,500	401,100	446,800
	34	240,300	266,500	292,100	316,800	359,100	402,400	447,900
	35	241,100	267,200	293,200	318,000	360,600	403,700	449,200
	36	241,900	268,100	294,200	319,200	362,100	404,900	450,400
	37	242,700	269,000	295,200	320,500	363,500	406,000	451,400
	38	243,600	269,800	296,300	321,600	365,100	407,100	452,200
	39	244,400	270,700	297,300	322,800	366,700	408,200	452,800
	40	245,200	271,500	298,300	324,100	368,200	409,400	453,600
	41	245,800	272,300	299,300	325,300	369,400	410,200	454,100
	42	246,500	273,100	300,400	326,600	370,600	411,000	454,500
	43	247,100	274,000	301,400	328,000	371,800	411,800	454,900
	44	247,600	274,800	302,400	329,200	372,900	412,600	455,300

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	248,100	275,500	303,500	330,100	373,900	413,000	455,700
	46	248,800	276,400	304,700	331,400	374,700	413,700	456,100
	47	249,300	277,200	305,800	332,600	375,700	414,200	456,500
	48	249,700	278,100	307,000	333,800	376,800	414,600	456,800
	49	250,100	278,800	308,100	334,900	377,900	415,000	457,100
	50	250,600	279,600	309,200	335,900	378,900	415,200	457,500
	51	251,200	280,300	310,400	337,000	379,900	415,500	457,800
	52	251,700	281,000	311,500	337,900	380,800	415,800	458,100
	53	252,000	281,700	312,600	338,800	381,600	416,100	458,500
	54	252,300	282,400	313,700	339,800	382,500	416,400	
	55	252,600	283,100	314,900	340,800	383,400	416,800	
	56	252,900	283,800	316,000	341,800	384,200	417,100	
	57	253,300	284,600	317,000	342,300	384,800	417,300	
	58	253,600	285,300	318,100	343,200	385,600	417,600	
	59	253,900	286,000	319,100	343,900	386,400	417,900	
	60	254,200	286,600	320,100	344,800	387,200	418,200	
	61	254,500	287,300	321,100	345,500	387,600	418,400	
	62	254,900	288,000	322,200	345,800	388,300	418,700	
	63	255,200	288,700	323,200	346,400	389,000	419,000	
	64	255,500	289,300	324,200	347,000	389,600	419,300	
	65	255,800	290,000	325,100	347,600	390,100	419,500	
	66	256,100	290,700	325,900	348,300	390,600	419,800	
	67	256,400	291,400	326,600	349,000	391,200	420,100	
	68	256,800	292,000	327,300	349,600	391,800	420,400	
	69	257,100	292,600	327,900	350,300	392,200	420,600	
	70	257,400	293,400	328,600	350,900	392,700	420,900	
	71	257,700	294,100	329,200	351,500	393,200	421,200	
	72	257,900	294,700	329,800	352,100	393,700	421,500	
	73	258,100	295,300	330,500	352,400	394,300	421,700	
	74	258,400	295,800	330,700	353,000	394,800		
	75	258,800	296,300	331,200	353,500	395,400		
	76	259,000	296,700	331,700	354,000	396,000		
77	259,200	297,100	332,300	354,500	396,500			
78	259,500	297,400	332,800	355,000	397,000			
79	259,800	297,700	333,300	355,500	397,600			
80	260,000	298,000	333,700	356,000	398,100			
81	260,200	298,300	334,300	356,300	398,400			
82	260,500	298,600	334,800	356,600	398,900			
83	260,800	299,000	335,300	356,800	399,300			
84	261,100	299,300	335,800	357,100	399,700			
85	261,300	299,500	336,300	357,600	400,100			
86		299,700	336,700	357,900	400,600			
87		299,900	336,900	358,200	401,000			
88		300,100	337,200	358,500	401,400			
89		300,500	337,600	358,900	401,800			
90		300,700	338,000	359,200				
91		300,900	338,300	359,500				
92		301,100	338,600	359,800				

職員の区分	職務の級号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
	93		301,500	339,000	360,200			
	94		301,700	339,200	360,500			
	95		301,900	339,600	360,900			
	96		302,200	339,900	361,200			
	97		302,500	340,100	361,500			
	98		302,700	340,400	361,900			
	99		303,000	340,700	362,300			
	100		303,300	341,000	362,700			
	101		303,600	341,200	363,200			
	102		303,800	341,500	363,600			
	103		304,000	341,800	364,000			
	104		304,300	342,000	364,400			
	105		304,600	342,200	364,900			
	106			342,400				
	107			342,800				
	108			343,000				
	109			343,200				
	110			343,600				
	111			344,000				
	112			344,400				
	113			344,600				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		196,700	223,800	252,800	266,700	292,800	334,700	378,100

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	210,800	244,200	282,300	298,000	315,900	348,600	388,300
	2	212,700	246,500	283,400	298,600	317,200	350,300	391,000
	3	214,500	248,700	284,500	299,200	318,400	352,100	393,700
	4	216,300	250,900	285,500	299,800	319,500	353,800	396,400
	5	218,000	253,200	286,500	300,300	320,600	355,500	398,600
	6	219,900	254,200	287,000	300,900	321,800	357,300	400,800
	7	221,800	255,200	287,500	301,500	322,900	359,000	403,200
	8	223,500	256,100	288,000	302,000	324,000	360,700	405,500
	9	225,200	257,100	288,600	302,600	325,100	362,200	407,500
	10	227,200	258,300	289,100	303,200	326,100	363,900	409,600
	11	229,200	259,400	289,600	303,800	327,200	365,700	411,800
	12	231,100	260,300	290,100	304,300	328,200	367,400	414,100
	13	233,000	261,200	290,600	304,900	329,200	368,900	416,000
	14	235,100	261,900	291,200	305,500	330,500	370,600	418,100
	15	237,100	262,600	291,700	306,100	331,700	372,300	420,200
	16	239,200	263,600	292,200	306,600	332,900	374,100	422,200
	17	241,200	264,700	292,700	307,200	334,000	375,900	424,300
	18	243,200	265,800	293,300	307,900	335,300	378,000	426,500
	19	245,400	266,900	293,800	308,700	336,400	380,000	428,700
	20	247,400	268,100	294,300	309,400	337,500	382,000	430,900
	21	249,400	269,200	294,800	310,100	338,700	383,800	432,800
	22	250,600	270,300	295,300	311,000	339,900	385,900	434,700
	23	251,800	271,500	295,900	312,000	341,000	388,000	436,600
	24	253,000	272,600	296,400	312,900	342,200	390,100	438,500
	25	254,100	273,600	296,900	313,700	343,300	392,000	440,200
	26	255,100	274,800	297,400	314,600	344,600	393,700	441,800
	27	256,000	275,900	298,000	315,500	345,700	395,500	443,500
	28	256,900	276,900	298,500	316,500	346,800	397,300	445,100
	29	257,700	277,900	299,100	317,300	347,900	399,100	446,400
	30	258,500	278,700	299,700	318,200	349,100	400,900	447,800
	31	259,300	279,400	300,500	319,200	350,300	402,800	449,400
	32	260,000	280,100	301,400	320,100	351,400	404,600	450,900
	33	260,800	280,800	302,100	320,900	352,500	406,300	452,500
	34	261,600	281,500	302,900	322,100	353,900	408,000	454,100
	35	262,500	282,000	303,800	323,200	355,200	409,800	455,500
	36	263,200	282,500	304,600	324,300	356,600	411,600	457,100
	37	263,900	283,000	305,200	325,400	357,800	413,200	458,400
	38	264,900	283,600	306,000	326,600	359,300	415,000	459,800
	39	265,800	284,200	306,800	327,700	360,900	416,800	461,100
	40	266,600	284,700	307,600	328,800	362,400	418,600	462,500
	41	267,400	285,100	308,400	329,900	363,600	420,100	463,500
	42	268,400	285,600	309,200	331,200	365,100	421,700	464,300
	43	269,200	286,100	310,100	332,300	366,500	423,200	465,100
	44	270,000	286,700	310,900	333,400	368,000	424,500	465,700

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
	45	270,800	287,200	311,600	334,300	369,400	425,600	466,600
	46	271,500	287,700	312,700	335,400	370,500	426,700	467,300
	47	272,300	288,200	313,700	336,500	371,900	427,900	468,100
	48	272,900	288,700	314,600	337,500	373,200	429,100	469,000
	49	273,500	289,300	315,500	338,600	374,500	430,400	469,700
	50	274,000	289,800	316,600	339,600	375,900	431,500	470,400
	51	274,600	290,300	317,600	340,600	377,300	432,800	471,100
	52	275,000	290,800	318,500	341,700	378,600	433,900	471,900
	53	275,400	291,400	319,400	342,900	380,100	435,100	472,700
	54	275,900	291,900	320,500	344,200	381,300	436,100	473,500
	55	276,400	292,500	321,500	345,400	382,500	437,200	474,300
	56	276,900	293,000	322,500	346,700	383,700	438,400	475,000
	57	277,300	293,500	323,300	347,600	384,800	439,400	475,800
	58	277,700	294,300	324,400	348,800	385,800	439,900	
	59	278,100	295,200	325,400	349,900	386,800	440,500	
	60	278,500	295,900	326,300	351,200	387,700	440,900	
	61	278,900	296,600	327,300	352,300	388,300	441,500	
	62	279,400	297,500	328,300	353,200	389,100	442,000	
	63	279,800	298,400	329,300	354,400	389,900	442,400	
	64	280,200	299,300	330,300	355,600	390,700	443,000	
	65	280,600	300,100	331,200	356,700	391,500	443,500	
	66	281,100	301,000	332,400	357,900	392,200	443,900	
	67	281,500	301,800	333,600	359,100	392,900	444,200	
	68	281,900	302,600	334,800	360,100	393,500	444,500	
	69	282,300	303,500	335,600	361,100	394,200	444,900	
	70	282,900	304,400	336,700	362,200	394,800	445,300	
	71	283,400	305,300	337,800	363,300	395,500	445,600	
	72	283,900	306,300	338,700	364,400	396,100	445,900	
	73	284,300	307,200	339,800	365,300	396,800	446,300	
	74	284,900	308,100	340,500	366,400	397,300	446,700	
	75	285,500	309,000	341,700	367,500	397,900	447,000	
	76	286,000	310,000	342,800	368,500	398,400	447,300	
	77	286,400	310,800	343,900	369,200	398,800	447,700	
	78	287,100	311,800	345,100	370,000	399,400	448,100	
	79	287,700	312,900	346,300	370,800	399,900	448,400	
	80	288,200	313,800	347,400	371,600	400,200	448,700	
	81	288,700	314,300	348,500	372,200	400,600	449,100	
	82	289,300	315,200	349,600	372,700	401,100		
	83	289,800	316,100	350,700	373,200	401,500		
	84	290,300	317,000	351,800	373,700	401,800		
	85	290,800	317,800	352,700	374,300	402,100		
	86	291,400	318,800	353,700	374,800	402,600		
	87	291,900	319,800	354,600	375,300	403,100		
	88	292,400	320,900	355,600	375,800	403,500		
	89	292,900	321,800	356,600	376,200	403,800		
	90	293,500	322,900	357,400	376,700	404,200		
	91	294,000	323,900	358,200	377,300	404,700		
	92	294,500	324,900	359,000	377,800	405,100		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93	295,000	325,800	359,700	378,100	405,500		
	94	295,600	326,500	360,300	378,600	405,900		
	95	296,300	327,200	360,900	379,100	406,400		
	96	296,900	327,800	361,500	379,400	406,800		
	97	297,500	328,300	361,900	380,000	407,200		
	98	298,000	328,600	362,300	380,500			
	99	298,600	329,300	362,800	381,000			
	100	299,100	329,900	363,200	381,500			
	101	299,600	330,300	363,700	382,100			
	102	300,100	330,900	364,100	382,600			
	103	300,600	331,500	364,600	383,100			
	104	301,000	332,000	365,000	383,500			
	105	301,400	332,400	365,300	384,100			
	106	301,900	332,900	365,800	384,600			
	107	302,400	333,400	366,300	385,100			
	108	302,700	333,900	366,600	385,600			
	109	302,900	334,300	367,000	386,200			
	110	303,300	334,700	367,500	386,700			
	111	303,500	335,000	368,000	387,200			
	112	303,800	335,400	368,500	387,700			
	113	304,100	335,700	369,000	388,300			
	114	304,300	336,100	369,500				
	115	304,600	336,400	370,000				
	116	304,800	336,700	370,400				
	117	305,100	336,900	370,800				
	118	305,400	337,200	371,300				
	119	305,700	337,500	371,800				
	120	306,000	337,700	372,300				
	121	306,300	337,900	372,700				
	122	306,700	338,200	373,200				
	123	307,100	338,500	373,700				
	124	307,400	338,800	374,200				
	125	307,600	339,000	374,600				
	126	307,800	339,300					
	127	308,200	339,700					
	128	308,600	339,900					
	129	308,800	340,100					
	130	309,100	340,400					
	131	309,500	340,800					
	132	309,900	341,000					
	133	310,100	341,300					
	134	310,400	341,700					
	135	310,700	342,100					
	136	311,000	342,500					
	137	311,300	342,800					
	138	311,500	343,200					
	139	311,800	343,600					
	140	312,100	344,000					

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
	141	312,300	344,300					
	142	312,700	344,700					
	143	313,100	345,100					
	144	313,400	345,500					
	145	313,600	345,800					
	146	313,800	346,200					
	147	314,100	346,600					
	148	314,500	347,000					
	149	314,700	347,300					
	150	314,900	347,700					
	151	315,200	348,100					
	152	315,500	348,500					
	153	315,900	348,800					
	154	316,100						
	155	316,300						
	156	316,600						
	157	317,000						
	158	317,300						
	159	317,600						
	160	317,900						
	161	318,300						
	162	318,600						
	163	318,900						
	164	319,200						
	165	319,600						
	166	319,900						
	167	320,200						
	168	320,500						
	169	320,900						
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		244,300	265,200	272,600	283,200	299,900	338,200	383,800

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

地域の 区分	地 域
4級地	高山市 飛驒市 大野郡
備考 この表に掲げる名称は、令和6年4月1日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。	

別記第3

第一号任期付研究員給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	422,000
2	484,000
3	548,000
4	633,000
5	736,000
6	840,000

第二号任期付研究員給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	352,000
2	389,000
3	418,000

別記第4

特定任期付職員給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	399,000
2	448,000
3	501,000
4	566,000
5	646,000
6	754,000
7	881,000

参 考 资 料

目 次

1 職員給与関係

「令和6年人事・給与統計」の概要	68
第1表 適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	69
第2表 適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	70
第3表 適用給料表別平均給与月額	71
第4表 扶養手当を受ける職員数とその扶養親族数	72
第5表 住居手当の支給状況	73
第6表 通勤手当の支給状況	73
第7表 適用給料表別、級別、号給別人員	
イ 行政職給料表（他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用）	74
ロ 公安職給料表（警察官に適用）	76
ハ 教育職給料表（一）（大学に勤務する学長、教授等に適用）	78
ニ 教育職給料表（二）（高等学校、特別支援学校等に勤務する校長、教頭、教諭等に適用）	80
ホ 教育職給料表（三）（小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する校長、教頭、教諭等に適用）	82
ヘ 教育職給料表（四）（専修学校のうち人事委員会の指定するものに勤務する学長、教授等に適用）	84
ト 研究職給料表（試験研究機関等に勤務し、試験研究等に従事する職員に適用）	86
チ 医療職給料表（一）（保健所等に勤務する医師等に適用）	88
リ 医療職給料表（二）（保健所等に勤務する薬剤師、栄養士等に適用）	90
ヌ 医療職給料表（三）（保健所等に勤務する保健師、看護師等に適用）	92
ル 特定任期付職員給料表	94
ヲ 第一号任期付研究員給料表	94
ワ 第二号任期付研究員給料表	94
第8表 定年前再任用短時間勤務職員等の適用給料表別、級別人員	95

2 民間給与関係

「令和6年職種別民間給与実態調査」の概要	98
第9表 産業別、企業規模別調査事業所数	99
第10表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	99
第11表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	100
第12表 民間における初任給の改定状況	115
第13表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	115
第14表 民間における家族手当の支給状況	115

3 その他参考資料

令和6年4月の標準生計費算定方法	118
第15表 岐阜市における費目別、世帯人員別標準生計費	119

1 職員給与関係

「令和6年人事・給与統計」の概要

1 調査目的

この調査は、地方公務員法の規定の趣旨に基づき、職員（技能職員等を除く。）の給与等の実態を把握し、給与制度を検討するために必要な基礎資料を作成する目的で実施したものである。

2 調査時点

令和6年4月1日

3 調査対象職員

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の適用を受ける職員で令和6年4月1日に在職する職員（同日付け退職者、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く。）

併せて、給与に関する統計については休職者及び定年前再任用短時間勤務職員等を除いた職員

4 調査項目

「適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数」、「適用給料表別、学歴別、性別人員構成比」、「適用給料表別平均給与月額」及び諸手当の支給状況等について調査した。

第1表 適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

給料表	区分	適用人員	平均年齢	平均経験年数
全給料表		23,509人	40.9歳	18.5年
行政職給料表		5,464	42.3	20.2
うち新規採用職員等を除く		4,926	42.6	20.8
公安職給料表		3,551	38.5	17.4
教育職給料表（一）		19	53.5	28.3
教育職給料表（二）		4,209	41.0	18.2
教育職給料表（三）		9,673	40.7	18.0
教育職給料表（四）		25	49.6	25.0
研究職給料表		223	45.0	21.9
医療職給料表（一）		20	47.6	22.4
医療職給料表（二）		182	43.8	20.3
医療職給料表（三）		141	43.9	20.1
特定任期付職員給料表		2	62.4	43.1

- (注) 1 全給料表欄の平均経験年数には、特定任期付職員は含まれていない。
 2 特定任期付職員給料表とは、「岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例」第4条に掲げる給料表をいう。(以下第2表、第3表、第4表及び第7表について同じ。)

第2表 適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

給料表	区分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全給料表		% 100.0	% 84.0	% 5.1	% 10.9	% 0.0	% 56.8	% 43.2
行政職給料表		100.0	74.1	9.1	16.8	0.0	63.3	36.7
うち新規採用職員等を除く		100.0	73.9	9.2	17.0	0.0	64.9	35.1
公安職給料表		100.0	54.2	4.0	41.8	0.0	88.1	11.9
教育職給料表（一）		100.0	94.7	5.3	0.0	0.0	84.2	15.8
教育職給料表（二）		100.0	94.0	2.6	3.4	0.0	52.6	47.4
教育職給料表（三）		100.0	96.3	3.7	0.0	0.0	43.9	56.1
教育職給料表（四）		100.0	84.0	16.0	0.0	0.0	88.0	12.0
研究職給料表		100.0	95.5	3.6	0.9	0.0	82.5	17.5
医療職給料表（一）		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	65.0	35.0
医療職給料表（二）		100.0	81.3	18.7	0.0	0.0	40.7	59.3
医療職給料表（三）		100.0	55.3	43.3	0.7	0.7	3.5	96.5
特定任期付職員給料表		100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0

(注) 構成比は、それぞれ四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

第3表 適用給料表別平均給与月額

給料表	区分	基準内給与			その他の手当	計
		給料	地域手当	扶養手当		
		円	円	円	円	円
全給料表		353,139	7,962	8,356	16,164	385,621
行政職給料表		329,851	8,880	8,458	17,073	364,262
うち新規採用職員等を除く		335,691	8,837	9,030	17,697	371,255
公安職給料表		338,424	8,477	13,415	8,580	368,896
教育職給料表（一）		533,195	16,723	7,579	23,921	581,418
教育職給料表（二）		368,476	7,693	7,861	15,948	399,978
教育職給料表（三）		364,393	7,182	6,709	17,852	396,136
教育職給料表（四）		436,380	7,898	16,660	11,368	472,306
研究職給料表		356,081	7,556	9,973	17,559	391,169
医療職給料表（一）		465,675	83,549	2,900	288,963	841,087
医療職給料表（二）		347,229	8,451	7,014	22,435	385,129
医療職給料表（三）		341,911	8,987	3,461	13,588	367,947
特定任期付職員給料表		518,000	15,540	0	0	533,540

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
 2 その他の手当は、住居手当、管理職手当、初任給調整手当、特勤手当（準ずる手当を含む。）、へき地手当（準ずる手当を含む。）、寒冷地手当、単身赴任手当（基礎額）及び義務教育等教員特別手当である。
 3 給与月額は、それぞれ四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

第4表 扶養手当を受ける職員数とその扶養親族数

イ 扶養親族数別職員数

区分 扶養親族数	該当職員数	うち	うち	うち
		扶養親族である配偶者を有する者	扶養親族である子を有する者	配偶者・子以外の扶養親族を有する者
1 人	2,778	907	1,710	161
2 人	3,259	1,070	3,195	88
3 人	2,331	1,590	2,322	70
4 人	585	520	585	30
5 人	85	76	85	21
6人以上	13	12	13	4
計	9,051	4,175	7,910	374

(注) この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう（口の表において同じ。）。（手当受給者1人当たり平均手当月額：21,682円）

ロ 適用給料表別平均扶養親族数

区分 給料表	平均扶養親族数	
	全職員の平均	受給者の平均
全給料表	0.82	2.12
行政職給料表	0.80	2.00
公安職給料表	1.37	2.37
教育職給料表（一）	0.79	1.67
教育職給料表（二）	0.77	2.08
教育職給料表（三）	0.65	2.05
教育職給料表（四）	1.68	2.10
研究職給料表	0.94	1.96
医療職給料表（一）	0.30	1.20
医療職給料表（二）	0.64	2.02
医療職給料表（三）	0.29	1.78
特定任期付職員給料表	-	-

第5表 住居手当の支給状況

区 分	人 数
手当月額 11,000 円 未 満 の 受 給 者	13 人
手当月額11,000円以上27,000円未満の受給者	2,290 人
手 当 月 額 27,000 円 の 受 給 者	2,896 人
手 当 月 額 27,000 円 を 超 え る 受 給 者 (単身赴任手当受給者の家族の居住する 借家・借間に係る手当を併給)	2 人
受 給 者 計	5,201 人
手当受給者 1 人あたり平均手当月額	25,127 円

第6表 通勤手当の支給状況

区 分	人 数
受 給 者 交 通 機 関 等 の み を 利 用 す る 者	234 人
自 動 車 等 の み を 使 用 す る 者	19,275 人
交 通 機 関 等 と 自 動 車 等 を 併 用 す る 者	53 人
交通機関等の利用者 1 人あたり平均手当月額	16,852 円
自動車等の使用者 1 人あたり平均手当月額	8,710 円

第7表 適用給料表別、級別、号給別人員

イ 行政職給料表 其他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用

号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1									
2									
3									
4			1			1			
5									
6			1						1
7			1			1			
8		1	61						
9	22		15						
10		2	9						
11		1	3						
12	22	15	18						
13	2	4	6						2
14		5	7						9
15	2	3	5						4
16	17	76	57					1	3
17	12	15	18						2
18		9	5						1
19	4	4	4						
20	37	102	72					1	
21	2	22	33					1	
22	2	12	18					2	1
23		8	9					3	
24	9	20	56					2	
25		5	28					2	
26	2	7	21					2	
27	2	5	11					6	
28	27	18	43					5	
29	104	11	26					11	
30	7	9	22					10	
31	4	3	13				2	5	
32	108	9	36				6	3	
33	6	4	17				8	2	
34	7	6	32			1	4	1	
35	11	2	19				7	4	
36	103	9	43				14	2	
37	9		13					1	
38	8	1	35				5	3	
39	17	2	14				3	1	
40	92	3	30				2		
41	11	2	13						1
42	9	3	14				1		
43	9		17				2	1	
44	7	2	15				3		
45	7	3	11				1		
46	14	1	20						
47	6		15	4			2		
48	17	3	14	9					
49	4		16	12			2		
50	4		8	6		11			
51	5	1	22	5		63	2		
52	13		10	9		13			
53	2		16	14		28			
54	2	1	19	18		10			
55	7		20	28	1	10			
56	4	1	24	25	2	14			
57	6		26	26	2	37			
58	6	1	13	19	7	17			
59	1	1	19	10	11	14			
60	4		19	9	10	28			
61	4		26	17	8	30			
62	3		23	35	13	13			
63	1		22	35	21	12			
64	5		8	27	15	16			

イ 行政職給料表 他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用

号給	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
65		3		24	20	18	16			
66		1		17	34	18	11			
67		1		22	15	19	5			
68		4		17	16	27	36			
69				22	27	25	23			
70		2		15	24	31	10			
71		2		21	12	32	14			
72		1		13	12	39	31			
73		1		16	20	26	16			
74				20	8	26	15			
75		1		14	9	36	16			
76		2		13	5	22	22			
77				14	8	24	19			
78				18	7	25	6			
79		1		15	10	18	11			
80		1		18	10	24	11			
81		1		16	11	18	12			
82		1		19	3	17	6			
83		1		15	2	15	9			
84				13	2	16	6			
85		1		12	1	21	60			
86				11	5	10				
87				10	1	15				
88		2		17		11				
89				12	1	13				
90				14	3	15				
91				8	2	17				
92				13		14				
93		2		7	1	118				
94				14	1					
95				8	1					
96				14						
97				13	4					
98				14						
99				5						
100				9						
101				8						
102				10						
103				12						
104				10						
105				8						
106				13						
107				13						
108				14						
109				9						
110				16						
111				8						
112				12						
113				10						
114				9						
115				9						
116				13						
117				108						
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125			4							
計		817	416	2,017	583	800	674	64	69	24

職員数計 5,464 人

- (注) 1 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員なしの号給は空欄とした。
 2 上記1の注は、以下第7表の各表について同じである。

ロ 公安職給料表 警察官に適用

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7	47								
8	2								
9									
10									
11	2								
12	29								
13	1								
14	1								
15	2								
16	39								
17	1								
18	1								
19	2								
20	36		4						
21	1								
22	3		2						
23	59								
24	5	51	5	1					
25	4	4							
26	2		5						
27	1	1							
28	78	70	4						
29	8	1	1				1		
30	5	9	7						4
31	1	1	1						3
32	36	23	11	1					4
33	1			1	2				1
34	6	11	5	1					2
35	3	4	1	2	1				
36	13	58	20	2					1
37	1	3	2	3					1
38	1	11	15	3					1
39	1	4	1	3					
40	4	37	19	2					
41	3	4	2	2	1				
42	1	20	27	3					
43	2	2	1	1					
44	3	34	18	2	1				
45	4	3	2	4	1			6	
46		23	32	1				2	
47	1	8	6	3	1			1	
48	3	25	26	1	2				
49	3	9	2	4				1	
50	3	16	31	4	2	1			
51	1	8	6	9	2				
52		14	33	1	3				
53		4	4	6	3		5		
54		13	26	2	1		1		
55		7	13	7	4		11		
56		10	36	3	4				
57	1	3	7	7	3	1	5		
58		6	28	2	2		1		
59	1	1	8	9	3		12		
60	1	11	29	3	3	1	4		
61		1	11	12	2		8		
62		2	25	8	10	1	1		
63		1	6	12	4		2		
64		5	31	7	11	1	3		
65			5	14	12		4		
66		4	22	8	8	3	2		
67			8	15	8	2	5		
68		1	22	16	13	2	2		
69		1	15	26	9	2	2		
70			23	11	8	1	2		
71		2	8	30	12	1	3		
72			22	22	11	4			
73		2	7	20	9	4	3		
74		1	25	23	5				

ロ 公安職給料表 警察官に適用

号給	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
75			2	2	15	9	3	1		
76			1	20	14	7	5	5		
77				7	34	7	4			
78				16	19	8	2	1		
79			1	7	21	10	2	1		
80				12	15	8	5	1		
81				3	25	8	5	1		
82				12	24	8	3			
83				9	19	8				
84				7	16	7	5			
85				4	20	9	3	1		
86			1	7	14	3	3			
87				7	20	13	6			
88				9	18	7	1			
89				2	8	12	2			
90				6	22	4	1			
91				3	18	9	7			
92				2	16	4				
93				1	18	5	31			
94				3	25	5				
95				8	20	6				
96				6	9	4				
97				4	18	99				
98				2	19					
99				5	14					
100				3	15					
101				9	12					
102				4	18					
103				5	8					
104				2	6					
105				6	7					
106				3	9					
107				3	4					
108				1	7					
109					4					
110					3					
111				2	4					
112				1	6					
113				2	6					
114					4					
115				2	5					
116				2	7					
117				1	4					
118				1	5					
119				1	2					
120					2					
121				2	6					
122				1	2					
123				1	1					
124					5					
125				3	97					
126				1						
127				3						
128				1						
129				1						
130				2						
131				1						
132				1						
133				1						
134										
135				1						
136										
137										
138				2						
139				1						
140				1						
141				12						
142										
143										
144										
145				2						
計		422	537	917	1,027	421	112	88	10	17

職員数計 3,551 人

ハ 教育職給料表（一） 大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手等に適用

級 号給	1	2	3	4	5	6
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						1
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15				1		
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30					1	
31						
32						
33						
34						
35					1	
36						
37					2	
38						
39				1		
40						
41						
42						
43					1	
44						
45					1	
46						
47						
48						
49				1		
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56				1		
57						
58					2	
59					1	
60					1	
61						
62						
63						
64					1	
65						
66						
67						
68						
69					1	
70						
71						
72				1		
73					1	
74						
75						
76						
77						
78						

ハ 教育職給料表（一） 大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手等に適用

級 号給	1	2	3	4	5	6
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
計				5	13	1

職員数計	19人
------	-----

二 教育職給料表（二）

高等学校、特別支援学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員等に適用

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5	2	46			
6					
7		4			
8		46			
9		11			
10		6			
11		1			
12	2	65			
13		5			
14		7			
15	1	1			
16	2	71			
17		19			
18	1	8			
19		6			
20		33			
21		7			
22		11			
23		4			
24	1	92			3
25	14	9			1
26		9			1
27	3	4			11
28	4	95			
29	2	5			15
30		18			1
31	1	9			15
32	4	71			1
33	2	5			7
34	1	19			1
35	4	10			10
36	3	52			1
37	1	11			4
38	3	59			3
39	2	15			1
40	3	45			1
41		7			
42	3	46			1
43	2	18			1
44	3	60			
45	1	10			
46	2	47			
47	2	10			
48	3	36			
49	2	11			2
50		78			
51		11			
52	3	33			
53	3	21			
54	1	56		1	
55	1	20		1	
56	1	31			
57	2	15		1	
58	4	84		4	
59	3	12		4	
60	3	27		19	
61	1	13			
62	3	78		15	
63	1	17		1	
64	2	25		3	
65	3	34		12	
66	4	45		26	
67	3	22		2	
68	4	23			
69	7	25		23	
70	4	44		3	
71	4	22			
72	9	16		4	
73	7	38		9	
74	2	23		1	
75	3	23			
76	1	21			
77	1	38		3	
78	1	23			

二 教育職給料表（二）

高等学校、特別支援学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員等に適用

級 号給	1	2	特2	3	4
79		3			
80		2			
81		1			2
82		2			
83		6			
84		6			
85		1			
86		2			
87		4			
88		4			
89		2			
90		1			
91		1			
92		3			
93		1			
94		3			
95		1			
96		2			
97		4			
98		3			
99		4			
100		5			
101		1			
102		2			
103		4			
104		2			
105		1			
106		2			
107		1			
108		2			
109		3			
110		1			
111		1			
112		1			
113		2			
114					
115		1			
116					
117		1			
118		1			
119					
120		2			
121		1			
122		2			
123		1			
124					
125					
126					
127					
128					
129		1			
130					
131					
132		1			
133					
134		1			
135					
136					
137					
138		1			
139		1			
140		1			
141		1	473		
142		1			
143					
144		2			
145					
146		1			
147					
148		1			
149					
150		1			
151		2			
152		1			
153		17			
計	281	3,714		134	80

職員数計	4,209 人
------	---------

ホ 教育職給料表（三）

小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭に適用

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14		1			
15					
16		1			
17		183			
18		2			
19		14			
20		229			1
21		45			9
22		12			12
23		10			31
24		258			22
25	32	9			32
26		21			17
27	5	10			28
28	1	253			13
29	7	24			44
30	2	25			20
31	2	9			14
32	1	88			30
33	7	14			26
34		15			21
35	1	8			14
36	2	241			20
37	4	10			12
38		15			14
39	1	9			18
40	1	252			25
41		9			11
42		23			15
43		18			9
44		217			7
45	4	5			6
46	1	33			5
47	1	19			2
48		128			
49		14			15
50		126			
51	1	21			
52		114			
53		14			
54		148			
55		29			
56		112			
57	2	21			
58	1	153			
59		19			
60		84		1	
61		20			
62	1	192			
63		15		1	
64		63		1	
65		28			
66	1	212		1	
67		22			
68		44			
69	5	33		2	
70		182		5	
71	1	12		4	
72		39	2	9	
73		21		3	
74		163		23	
75		23		54	

ホ 教育職給料表（三）

小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭に適用

級 号給	1	2	特2	3	4
76	1	50	2	6	
77	2	78	3	23	
78	1	114		12	
79		15		11	
80	1	32	3	47	
81	1	84		48	
82	1	83	1	5	
83	1	29		5	
84	1	31	1	52	
85		73		40	
86		40		9	
87		36	1	10	
88		30		45	
89		107		10	
90		30	2	6	
91		36	2	3	
92		35	3	48	
93		116	4	10	
94		40	9	4	
95		37	5	12	
96		33	3	29	
97		93	7	2	
98		29	6	2	
99		39		9	
100		46	3	11	
101		81	6	1	
102		21	1	3	
103		38	1	10	
104		61	1	7	
105	1	78	5	28	
106		36			
107		38			
108		58			
109	1	39	4		
110	1	35			
111		32			
112		45			
113		49			
114		33			
115		39			
116		43			
117		26			
118		28			
119		42			
120		24			
121		28			
122		26			
123		54			
124	1	32			
125		16			
126		23			
127		35			
128		26			
129		34			
130		34			
131		37			
132		17			
133		30			
134		18			
135		23			
136		21			
137		31			
138		22			
139		26			
140		30			
141		28			
142		19			
143		27			
144		18			
145		53			
146		30			
147		35			
148		28			
149		1,279			
計	97	8,396	75	612	493

職員数計	9,673 人
------	---------

へ 教育職給料表（四）

専修学校のうち人事委員会の指定するものに勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手に適用

級 号給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					1
24					
25					
26					
27					
28					
29	1				
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37		1			
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46			1		
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53			2		
54			2		
55					1
56					1
57					1
58					
59					1
60					
61					
62					
63					
64					
65					1
66					
67					1
68					
69			1		1
70					
71					
72			2		

へ 教育職給料表（四）

専修学校のうち人事委員会の指定するものに勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手に適用

号給	級	1	2	3	4	5
73						
74						
75						
76					1	
77						
78				1		
79				1		
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87				1		
88			1			
89						
90						
91						
92			1			
93						
94						
95						
96						
97				1		
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
計		1	3	12	8	1

職員数計	25 人
------	------

ト 研究職給料表

試験研究機関等に勤務し、試験研究等に従事する職員に適用

級 号給	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8		2			
9					
10					
11		1			
12		3			
13					
14					
15		1			
16		3			
17	1	1			
18		2			
19					
20		1			
21					
22		1			
23					
24					
25					
26		2			
27					
28					
29		1			
30		3			2
31					
32		5			
33		1			
34					
35					
36		1			
37					
38		3	1		
39		1			
40		1			
41			9		
42		1			1
43					
44		2			
45		1			2
46		1			
47					2
48		2			2
49					2
50		1	5		1
51					1
52		2	1		1
53		1	2		
54		1	1		
55			1		1
56		1	1		2
57		2	2		1
58		3			
59		1			
60		1	2		1
61		2	3		1
62		1	4		

ト 研究職給料表

試験研究機関等に勤務し、試験研究等に従事する職員に適用

級 号給	1	2	3	4	5
63			1		2
64			4	2	
65				2	
66			3		2
67					2
68			1	1	2
69			1	4	
70			2	3	
71			1	2	
72			1	4	1
73			3		1
74				3	1
75			1		
76			5		
77			1	1	
78				1	
79			1		
80			1	1	
81				1	
82			3	1	
83				1	
84			1	1	
85			2		
86					
87			1	1	
88				1	
89			2	3	
90				1	
91				1	
92				1	
93					
94				1	
95					
96			1		
97					
98			1	1	
99					
100			1		
101				1	
102					
103					
104					
105			1		
106					
107			1		
108			1		
109					
110			1		
111					
112					
113					
114			1		
115			1		
116			3		
117			1		
118					
119			2		
120			1		
121			13		
計	1	120	71	28	3

職員数計	223 人
------	-------

チ 医療職給料表（一）

保健所等に勤務する医師等に適用

給 号	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8	3			
9				
10				
11				
12		3		
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19		2		
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32			1	
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				1
47				
48				
49				
50		1		
51				
52			1	
53				
54				1
55				
56				
57				

チ 医療職給料表（一）

保健所等に勤務する医師等に適用

給 号	級	1	2	3	4
58					
59					
60					
61					
62					
63					2
64					
65					4
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89				1	
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計		3	6	3	8

職員数計	20 人
------	------

リ 医療職給料表（二） 保健所等に勤務する薬剤師、栄養士等に適用

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7		1					
8			1				
9							
10							
11							
12		1					
13							
14							
15		1					
16							
17		2					
18							
19		1					
20		1	1				
21							
22							
23		1					
24		1					
25			1				
26			1				
27	1						1
28		1	1				2
29							
30		1					
31				1			
32		2	5				
33		1	2				
34		1	3				1
35			3				
36			2	2			
37			1	1			
38			1				
39	1						
40							
41	1		1				
42						1	
43		1	1		1	1	
44	1		1				
45			1	1	1		
46			1	1	1	2	
47	1		1		1		
48			3			1	
49		1					
50			3	1		1	
51				1			
52				1		1	
53			1		3	3	
54				1	1		
55			1	1	1		
56		1	1		1		
57				1	1	2	
58			1	2	2	2	
59					3		
60				2		1	
61				2	2	2	

リ 医療職給料表（二）保健所等に勤務する薬剤師、栄養士等に適用

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
62					1	1	
63							
64			1	1	1	1	
65				3	2	2	
66				2	1		
67					2	1	
68				2	1		
69			2	1			
70				1	1		
71			1	1	1		
72				1	1		
73				2	1	1	
74					1		
75				1	1		
76							
77				2			
78				1	1		
79	1		1	1			
80				1			
81				1			
82							
83			1		1		
84				1			
85							
86							
87				1			
88							
89				1	1		
90							
91				1			
92				1			
93				1			
94							
95							
96				1			
97				1			
98			1				
99				1			
100							
101							
102							
103							
104							
105				3			
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	6	18	45	51	35	23	4

職員数計	182 人
------	-------

ヌ 医療職給料表（三） 保健所等に勤務する保健師、看護師等に適用

級 号給	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16		1	2				
17			2				
18			1				
19							
20		2	1				
21							
22		1					
23			1				
24		1					
25							
26		1					
27			3				
28		1					
29		2	1				
30							
31				1			
32		3					
33		2					
34		1	2				
35			2				
36		2	1				
37		1	2				
38							
39		1					
40			1				
41			1				
42		1					
43		1	1				1
44							2
45				1			
46			1	1			1
47		2					1
48			1				2
49			1	1			
50			2				2
51							
52							1
53		1					
54			1	1			2
55							
56		2			1		2
57							
58							
59			4				
60							1
61			1				1
62				1			
63			1				1
64			1				
65			1				2
66							
67			1				
68			1		1		
69				1			
70					1		
71			1	1			
72		1	1				
73			1	1	2		
74				1			
75			3				
76			1	1	3		
77							
78		1	2	1			
79			1				
80				1	1		
81				1		1	
82			1		1		
83			2		1		
84			1	1			

ヌ 医療職給料表（三） 保健所等に勤務する保健師、看護師等に適用

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
85					1		
86			1				
87						1	
88					2		
89			1				
90			1				
91							
92			1				
93							
94		1					
95					1	1	
96							
97						1	
98							
99							
100					1		
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108			1				
109							
110							
111							
112					1		
113							
114							
115			1				
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		29	57	21	14	20	

職員数計	141人
------	------

ル 特定任期付職員給料表

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる職員に適用

号	給	人	数
1			人
2			
3			1
4			1
5			
6			
7			

職員数計	2 人
------	-----

ヲ 第一号任期付研究員給料表

招へいされて高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事する職員に適用

適用職員なし

ヰ 第二号任期付研究員給料表

先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力の
かん養に資する研究業務に従事する職員に適用

適用職員なし

第8表 定年前再任用短時間勤務職員等の適用給料表別、級別人員

1 再任用職員（フルタイム勤務）

(単位:人)

給料表	級計	級									
		1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
給料表計	531	2	409		46	63	6	5			
行政職給料表	117		25		38	49		5			
公安職給料表	8				2	6					
教育職給料表(一)											
教育職給料表(二)	246	2	241			3					
教育職給料表(三)	147		142			5					
教育職給料表(四)											
研究職給料表	7		1		6						
医療職給料表(一)											
医療職給料表(二)	5						5				
医療職給料表(三)	1						1				

(注) 再任用職員（フルタイム勤務）とは、暫定再任用職員をいう。

2 再任用職員（短時間勤務）

(単位:人)

給料表	級計	級									
		1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
給料表計	241	4	119		29	69	20				
行政職給料表	67		10		18	39					
公安職給料表	46				7	30	9				
教育職給料表(一)											
教育職給料表(二)	89	4	85								
教育職給料表(三)	21		21								
教育職給料表(四)	1				1						
研究職給料表	3				3						
医療職給料表(一)											
医療職給料表(二)	7		1				6				
医療職給料表(三)	7		2				5				

(注) 再任用職員（短時間勤務）とは、暫定再任用短時間勤務職員又は定年前再任用短時間勤務職員をいう。

3 7割支給職員

(単位:人)

給料表	級計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
給料表計	374		274		6	29	65				
行政職給料表	67				5	8	54				
公安職給料表	14					8	6				
教育職給料表(一)											
教育職給料表(二)	89		86			3					
教育職給料表(三)	197		187			10					
教育職給料表(四)											
研究職給料表	1				1						
医療職給料表(一)											
医療職給料表(二)	3						3				
医療職給料表(三)	3		1				2				

(注) 7割支給職員とは、定年が段階的に引き上げられることに伴い、当分の間の措置として、給与水準が7割に設定されている職員をいう。

2 民間給与関係

「令和6年職種別民間給与実態調査」の概要

今回の報告の基礎となった岐阜県人事委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和6年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。本年の調査期間は令和6年4月22日から6月14日であった。

2 調査機関

岐阜県人事委員会並びに人事院及び各都道府県等の人事委員会

3 調査の範囲

- (1) 調査対象事業所 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 889事業所
- (2) 調査対象職種 76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

4 調査対象の抽出

- (1) 標本事業所の抽出 上記3の(1)に記載した事業所を、組織、規模、産業により13層に層化し、これらの層から173事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。
調査完了事業所は、第9表のとおりである。
- (2) 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。
- (3) 調査実人員 5,920人（うち初任給関係437人）であるが、行政職に相当する調査実人員は、5,400人である。
なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は52,934人であり、うち行政職に相当するものは、42,490人である。

5 集 計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第9表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所
産業計		141	49	64	28
農業，林業，漁業		0	0	0	0
鉱業，採石業，砂利採取業，建設業		18	5	5	8
製造業		81	25	41	15
電気・ガス・熱供給・水道業， 情報通信業，運輸業，郵便業		18	10	5	3
卸売業，小売業		9	3	5	1
金融業，保険業，不動産業，物品賃貸業		4	3	1	0
教育，学習支援業，医療，福祉，サービス業		11	3	7	1

- (注) 1 上記調査事業所のほか、調査不能の事業所が32事業所あった。
 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう(以下第10表について同じ。)

第10表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職種		学歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			円	円	円	円
事務・技術関係	新卒事務員・技術者計	大学卒	217,006	225,229	209,495	214,717
		短大卒	183,387	186,826	178,202	186,000
		高校卒	182,560	191,023	176,192	183,500
	新卒事務員	大学卒	216,507	222,595	204,363	219,575
		短大卒	180,687	182,183	182,210	172,000
		高校卒	181,933	192,281	176,003	178,200
	新卒技術者	大学卒	218,161	244,418	215,163	205,000
		短大卒	188,105	210,000	174,500	200,000
		高校卒	183,092	189,918	176,337	188,800

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にもみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

備考 職員の場合、現行の初任給月額は、大学卒程度で206,000円、短大卒程度で187,700円、高校卒程度で173,700円である。

第11表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和6年4月分平均支給額			備考	県の標準 対応職種
			きまって支給する		(A)-(B)		
			給与(A)	うち時間外 手当(B)			
事務	支店長	2	54.5	681,960	0	681,960	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。) 本表2規模500人以上、 本表3規模100人以上 500人未満及び本表4 規模100人未満の県の 標準対応職種参照
	大学卒	*	*	*	*	*	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	*	*	*	*	*	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技	工場長	13	55.3	728,746	348	728,398	構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。) 同上
	大学卒	10	54.8	744,708	468	744,240	
	短大卒	2	57.0	714,079	0	714,079	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	*	*	*	*	*	
術	事務部長	122	53.1	574,212	923	573,289	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の 長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。) 同上
	大学卒	87	53.0	587,954	1,323	586,631	
	短大卒	5	51.1	544,844	0	544,844	
	高校卒	30	53.5	542,815	21	542,794	
	中学卒	-	-	-	-	-	
関	技術部長	129	53.1	586,608	3,597	583,011	同上 同上
	大学卒	69	52.4	608,595	6,228	602,367	
	短大卒	18	54.9	583,672	1,736	581,936	
	高校卒	41	53.4	550,580	0	550,580	
	中学卒	*	*	*	*	*	
係	事務部次長	45	51.2	493,038	413	492,625	上記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間) 同上
	大学卒	34	50.3	488,128	556	487,572	
	短大卒	4	53.0	490,323	0	490,323	
	高校卒	7	54.8	517,593	0	517,593	
	中学卒	-	-	-	-	-	

(注) 1 「*」は、調査実人員が1人の場合である(以下、第11表において同じ。)

2 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和6年4月分平均支給額			備考	県の標準 対応職種	
			きまって支給する		(A)-(B)			
			給与(A)	うち時間外 手当(B)				
事務	技術部次長	人	歳	円	円	円	前記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	本表2規模500人以上、 本表3規模100人以上 500人未満及び本表4 規模100人未満の県の 標準対応職種参照
	55	50.3	520,710	760	519,950			
	大学卒	30	48.1	502,537	1,458	501,079		
	短大卒	6	56.3	624,929	0	624,929		
	高校卒	19	51.8	509,234	0	509,234		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務	事務課長	214	49.6	507,130	4,749	502,381	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職	同上
	大学卒	138	49.1	527,740	5,882	521,858		
	短大卒	21	51.9	454,531	0	454,531		
	高校卒	54	50.1	473,844	3,114	470,730		
	中学卒	*	*	*	*	*		
技術	技術課長	292	50.1	528,306	4,394	523,912	同上	同上
	大学卒	141	49.7	550,446	3,808	546,638		
	短大卒	27	50.4	526,611	4,183	522,428		
	高校卒	121	50.5	505,326	5,217	500,109		
	中学卒	3	47.8	429,097	0	429,097		
関係	事務課長代理	103	46.5	416,293	15,761	400,532	同上 課長に直属し部下に係長 等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以 上を有する者 職能資格等が上記課長 代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理 級専門職 中間職(課長-係長間)	同上
	大学卒	71	45.0	424,714	15,481	409,233		
	短大卒	5	52.9	407,827	6,962	400,865		
	高校卒	27	49.5	390,648	18,234	372,414		
	中学卒	-	-	-	-	-		
係	技術課長代理	139	47.5	497,956	34,790	463,166	同上	同上
	大学卒	62	47.7	512,931	36,113	476,818		
	短大卒	13	47.3	452,056	26,926	425,130		
	高校卒	63	47.3	490,338	35,701	454,637		
	中学卒	*	*	*	*	*		
職種	事務係長	356	43.9	400,373	44,286	356,087	係の長及び係長級専門職	同上
	大学卒	196	41.4	408,026	47,391	360,635		
	短大卒	44	46.1	373,149	40,758	332,391		
	高校卒	116	47.1	397,231	40,049	357,182		
	中学卒	-	-	-	-	-		

(注) 「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和6年4月分平均支給額			備考	県の標準 対応職種		
			きまって支給する		(A)-(B)				
			給与(A)	うち時間外 手当(B)					
	人	歳	円	円	円				
事務	技術係長	437	43.7	436,193	58,464	377,729	係の長及び係長級専門職 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	本表2規模500人以上、 本表3規模100人以上 500人未満及び本表4 規模100人未満の県の 標準対応職種参照	
	大学卒	190	42.5	449,866	62,529	387,337			
	短大卒	54	45.8	427,154	47,637	379,517			
	高校卒	188	44.2	424,052	57,402	366,650			
	中学卒	5	44.7	476,622	59,444	417,178			
	事務主任	306	41.7	358,839	50,577	308,262			同上
	大学卒	157	38.2	366,423	52,724	313,699			
	短大卒	30	42.7	337,302	43,873	293,429			
	高校卒	117	46.2	354,129	48,413	305,716			
	中学卒	2	38.5	366,057	98,090	267,967			
技術	技術主任	278	40.8	402,860	61,588	341,272	同上	同上	
	大学卒	126	38.8	400,889	61,982	338,907			
	短大卒	27	38.6	384,958	64,195	320,763			
	高校卒	119	42.9	402,573	58,960	343,613			
	中学卒	6	52.0	551,878	99,974	451,904			
関係	事務係員	1113	37.6	314,007	34,824	279,183		同上	
	大学卒	606	34.9	329,340	40,995	288,345			
	短大卒	148	41.8	290,377	25,877	264,500			
	高校卒	358	40.2	296,726	27,575	269,151			
	中学卒	*	*	*	*	*			
職種	技術係員	1397	37.0	385,917	49,037	336,880		同上	
	大学卒	604	35.1	424,594	50,086	374,508			
	短大卒	128	35.3	347,995	48,904	299,091			
	高校卒	658	38.9	361,806	48,201	313,605			
	中学卒	7	49.8	444,228	61,939	382,289			

(注) 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)

2 規模 500人以上（企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上）

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和6年4月分平均支給額			備考	県の標準 対応職種	
			きまって支給する		(A)-(B)			
			給与(A)	うち時間外 手当(B)				
人	歳	円	円	円				
事務	支店長	2	54.5	681,960	0	681,960	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)	行政職 9級
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	-	-	-	-	-		
技	工場長	9	57.2	790,204	486	789,718	構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	6	57.3	850,498	758	849,740		
	短大卒	2	57.0	714,079	0	714,079		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	*	*	*	*	*		
術	事務部長	46	54.1	597,552	1,886	595,666	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の 長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	29	54.0	622,540	2,947	619,593		
	短大卒	2	56.5	613,715	0	613,715		
	高校卒	15	53.8	547,081	36	547,045		
	中学卒	-	-	-	-	-		
関	技術部長	41	53.1	660,577	4,021	656,556	同上	同上
	大学卒	29	52.4	666,827	5,864	660,963		
	短大卒	3	55.2	673,578	0	673,578		
	高校卒	9	54.8	636,159	0	636,159		
	中学卒	-	-	-	-	-		
係	事務部次長	23	53.9	501,943	0	501,943	上記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上
	大学卒	17	53.4	493,677	0	493,677		
	短大卒	3	53.8	498,955	0	498,955		
	高校卒	3	56.5	550,577	0	550,577		
	中学卒	-	-	-	-	-		
種								

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和6年4月分平均支給額			備考	県の標準 対応職種	
			きまって支給する		(A)-(B)			
			給与(A)	うち時間外 手当(B)				
	人	歳	円	円	円			
事務	技術部次長	15	52.5	617,231	0	617,231	前記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	行政職 9級
	大学卒	8	51.1	621,594	0	621,594		
	短大卒	3	55.8	679,880	0	679,880		
	高校卒	4	52.8	559,053	0	559,053		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務課長	150	50.0	520,633	4,490	516,143	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職	行政職 7級、8級
	大学卒	106	49.5	540,991	5,930	535,061		
	短大卒	12	51.8	436,117	0	436,117		
	高校卒	32	51.1	490,837	1,747	489,090		
	中学卒	-	-	-	-	-		
技術 ・ 術 関 係 職 種	技術課長	152	50.6	580,555	1,974	578,581	同上	同上
	大学卒	81	50.7	599,022	1,082	597,940		
	短大卒	13	52.9	571,264	0	571,264		
	高校卒	57	50.0	558,492	3,676	554,816		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	事務課長代理	77	47.3	418,103	16,714	401,389	同上	行政職 5級、6級
	大学卒	56	45.3	423,676	16,121	407,555		
	短大卒	4	53.3	404,868	8,422	396,446		
	高校卒	17	52.6	398,885	20,754	378,131		
	中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長代理	81	48.6	544,268	37,988	506,280	同上	同上	
大学卒	37	48.4	545,566	37,659	507,907			
短大卒	6	49.3	502,777	11,483	491,294			
高校卒	37	48.7	549,821	44,343	505,478			
中学卒	*	*	*	*	*			
事務係長	189	43.1	411,024	44,959	366,065	係の長及び係長級専門職	行政職 3級、4級	
大学卒	107	40.7	418,621	50,717	367,904			
短大卒	24	47.7	375,464	30,377	345,087			
高校卒	58	45.8	410,304	38,933	371,371			
中学卒	-	-	-	-	-			

職 種 名	調 査 実 人 員	平均年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	県 の 標 準 対 応 職 種
			きまって支給する		(A)-(B)		
			給与(A)	うち時間外 手当(B)			
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術係長	147	44.0	506,779	79,181	427,598	係の長及び係長級専門職 行政職 3級、4級
	大学卒	67	42.9	532,143	90,942	441,201	係長等のいる事業所にお ける主任
	短大卒	16	47.6	468,104	49,335	418,769	
	高校卒	61	44.0	489,478	76,325	413,153	係長等のいない事業所に おける主任のうち、課長代 理以上に直属し、部下を 有する者
	中学卒	3	48.5	549,594	50,956	498,638	
	事務主任	149	43.0	373,015	52,697	320,318	行政職 2級
	大学卒	85	39.7	379,667	58,909	320,758	係長等のいない事業所に おいて、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任
	短大卒	15	47.5	351,046	43,946	307,100	
	高校卒	48	47.7	368,438	43,827	324,611	
	中学卒	*	*	*	*	*	中間職(係長一係員間)
技術主任	117	44.1	476,307	81,833	394,474	同 上 同 上	
大学卒	52	42.9	480,166	86,529	393,637	同 上	
短大卒	11	42.0	458,372	79,717	378,655		
高校卒	49	45.1	467,739	75,219	392,520		
中学卒	5	52.5	584,752	111,871	472,881		
事務係員	507	38.6	326,891	38,054	288,837	行政職 1級	
大学卒	297	34.6	340,079	45,510	294,569	同 上	
短大卒	56	45.6	296,429	26,274	270,155		
高校卒	154	44.0	313,334	28,405	284,929		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係員	870	38.8	410,246	51,958	358,288	同 上	
大学卒	387	36.8	456,558	53,535	403,023	同 上	
短大卒	58	37.8	380,341	49,965	330,376		
高校卒	422	40.7	378,760	50,882	327,878		
中学卒	3	52.5	574,011	93,863	480,148		

3 規模 100人以上500人未満（企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和6年4月分平均支給額			備考	県の標準 対応職種	
			きまって支給する		(A)－(B)			
			給与(A)	うち時間外 手当(B)				
	人	歳	円	円	円			
事務	支店長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)	行政職 7級、8級
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
技	工場長	3	50.8	599,136	0	599,136	構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	3	50.8	599,136	0	599,136		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
術	事務部長	66	52.7	564,188	0	564,188	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の 長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	49	52.9	577,946	0	577,946		
	短大卒	3	47.5	485,544	0	485,544		
	高校卒	14	53.1	538,087	0	538,087		
	中学卒	-	-	-	-	-		
関	技術部長	62	53.4	554,278	4,137	550,141	同上	同上
	大学卒	32	52.7	568,446	7,911	560,535		
	短大卒	9	54.6	561,961	0	561,961		
	高校卒	20	53.9	526,134	0	526,134		
	中学卒	*	*	*	*	*		
係	事務部次長	12	46.6	503,693	0	503,693	上記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上
	大学卒	11	46.2	505,678	0	505,678		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	-	-	-	-	-		

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和6年4月分平均支給額			備考	県の標準 対応職種	
			きまって支給する		(A)-(B)			
			給与(A)	うち時間外 手当(B)				
	人	歳	円	円	円			
事務	技術部次長	27	49.3	468,583	1,799	466,784	前記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	行政職 7級、8級
	大学卒	17	47.5	444,260	2,778	441,482		
	短大卒	2	54.0	534,650	0	534,650		
	高校卒	8	52.0	507,977	0	507,977		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務課長	52	48.8	470,866	6,329	464,537	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職	行政職 5級、6級
	大学卒	25	48.2	477,100	5,881	471,219		
	短大卒	8	52.1	492,010	0	492,010		
	高校卒	18	47.7	447,108	7,442	439,666		
	中学卒	*	*	*	*	*		
技術	技術課長	112	49.2	466,944	8,986	457,958	同上	同上
	大学卒	52	48.1	477,944	9,148	468,796	上記課長に事故等のある ときの職務代行者 課長に直属し部下に係長 等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以 上を有する者 職能資格等が上記課長 代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理 級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職 4級
	短大卒	10	46.9	479,524	13,584	465,940		
	高校卒	48	50.9	455,758	8,366	447,392		
	中学卒	2	47.5	399,779	0	399,779		
	事務課長代理	18	41.8	413,061	14,373	398,688		
	大学卒	12	43.0	429,031	11,093	417,938		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	5	37.1	373,076	25,535	347,541		
	中学卒	-	-	-	-	-		
関係	技術課長代理	41	45.5	445,905	33,821	412,084	同上	同上
	大学卒	16	46.6	491,430	36,761	454,669		
	短大卒	6	44.5	399,055	29,097	369,958		
	高校卒	19	45.0	423,859	32,890	390,969		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	123	44.2	387,319	46,524	340,795	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	大学卒	67	42.0	385,353	44,729	340,624		
	短大卒	16	43.8	388,657	62,361	326,296		
	高校卒	40	48.2	389,619	43,075	346,544		
	中学卒	-	-	-	-	-		

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和6年4月分平均支給額			備考	県の標準 対応職種				
			きまって支給する		(A)-(B)						
			給与(A)	うち時間外 手当(B)							
	人	歳	円	円	円						
事務	技術係長	222	43.9	408,960	51,233	357,727	係の長及び係長級専門職	行政職 3級			
	大学卒	104	42.9	411,656	52,492	359,164	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職 2級			
	短大卒	30	45.2	412,406	59,792	352,614					
	高校卒	86	44.7	405,452	46,312	359,140					
	中学卒	2	39.0	366,179	72,290	293,889					
	事務主任	106	39.9	333,890	42,699	291,191					
	技術	大学卒	56	36.0	336,951	37,173	299,778	同上	同上		
		短大卒	9	39.7	333,734	52,365	281,369				
		高校卒	40	45.4	328,746	45,204	283,542				
		中学卒	*	*	*	*	*				
技術主任		130	38.4	346,427	47,811	298,616					
関係		大学卒	64	36.1	342,069	45,710	296,359			同上	同上
		短大卒	13	35.0	341,386	64,779	276,607				
		高校卒	52	41.8	352,415	46,087	306,328				
		中学卒	*	*	*	*	*				
		事務係員	456	36.7	299,946	29,206	270,740				
	係	大学卒	240	36.1	318,710	34,853	283,857	同上	同上		
		短大卒	73	38.9	291,104	28,473	262,631				
		高校卒	142	36.4	269,561	18,806	250,755				
		中学卒	*	*	*	*	*				
		技術係員	417	34.6	307,995	39,476	268,519				
職種		大学卒	182	32.2	314,077	40,323	273,754			同上	同上
		短大卒	54	33.8	298,707	51,355	247,352				
		高校卒	178	37.0	304,909	36,137	268,772				
		中学卒	3	47.2	323,715	11,987	311,728				

4 規模 100人未満（企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和6年4月分平均支給額			備考	県の標準 対応職種	
			きまって支給する		(A)-(B)			
			給与(A)	うち時間外 手当(B)				
	人	歳	円	円	円			
事務 支店長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)	行政職 6級、7級	
	大学卒	-	-	-	-			
	短大卒	-	-	-	-			
	高校卒	-	-	-	-			
	中学卒	-	-	-	-			
技 工場長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の工場 の長(取締役兼任者を除く。)	同上	
	大学卒	*	*	*	*			
	短大卒	-	-	-	-			
	高校卒	-	-	-	-			
	中学卒	-	-	-	-			
術 事務部長	10	50.7	489,497	73	489,424	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の 長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上	
	大学卒	9	50.3	486,338	81			486,257
	短大卒	-	-	-	-			-
	高校卒	*	*	*	*			*
	中学卒	-	-	-	-			-
関 技術部長	26	52.5	526,914	1,588	525,326	同上	同上	
	大学卒	8	51.6	530,359	1,118			529,241
	短大卒	6	55.3	549,960	5,391			544,569
	高校卒	12	51.6	513,094	0			513,094
	中学卒	-	-	-	-			-
係 事務部次長	10	50.6	447,644	2,445	445,199	上記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部 の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同上	
	大学卒	6	48.7	437,360	4,076			433,284
	短大卒	*	*	*	*			*
	高校卒	3	54.5	467,921	0			467,921
	中学卒	-	-	-	-			-
種 事務部次長	10	50.6	447,644	2,445	445,199	上記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部 の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同上	
	大学卒	6	48.7	437,360	4,076			433,284
	短大卒	*	*	*	*			*
	高校卒	3	54.5	467,921	0			467,921
	中学卒	-	-	-	-			-

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和6年4月分平均支給額			備考	県の標準 対応職種	
			きまって支給する		(A)-(B)			
			給与(A)	うち時間外 手当(B)				
	人	歳	円	円	円			
事務 ・ 技術 関 係 職 種	技術部次長	13	49.7	474,383	82	474,301	前記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	行政職 6級、7級
	大学卒	5	45.1	465,558	214	465,344		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	7	51.1	473,127	0	473,127		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務課長	12	48.3	418,937	2,970	415,967	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職	行政職 5級
	大学卒	7	45.1	418,181	4,912	413,269		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	4	53.0	397,042	315	396,727		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長	28	50.5	441,762	1,684	440,078	同上	同上
	大学卒	8	49.9	454,984	1,174	453,810	上記課長に事故等のある ときの職務代行者 課長に直属し部下に係長 等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以 上を有する者 職能資格等が上記課長 代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理 級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職 4級
短大卒	4	50.8	458,376	0	458,376			
高校卒	16	50.8	430,998	2,361	428,637			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務課長代理	8	50.0	395,142	4,000	391,142			
大学卒	3	47.8	442,077	10,667	431,410			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	5	51.3	366,982	0	366,982			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術課長代理	17	47.0	388,230	21,229	367,001	同上	同上	
大学卒	9	47.2	397,437	27,931	369,506			
短大卒	*	*	*	*	*			
高校卒	7	46.2	370,494	0	370,494			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務係長	44	46.0	369,900	34,165	335,735	係の長及び係長級専門職	行政職 3級	
大学卒	22	43.4	391,599	30,112	361,487			
短大卒	4	46.3	292,256	40,824	251,432			
高校卒	18	49.0	360,634	37,640	322,994			
中学卒	-	-	-	-	-			

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和6年4月分平均支給額			備考	県の標準 対応職種	
			きまって支給する		(A)-(B)			
			給与(A)	うち時間外 手当(B)				
	人	歳	円	円	円			
事務 ・ 技術 関係 係 職 種	技術係長	68	42.5	359,868	33,550	326,318	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	大学卒	19	38.9	364,505	15,187	349,318	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職 2級
	短大卒	8	44.5	388,835	0	388,835		
	高校卒	41	43.7	352,067	48,607	303,460		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務主任	51	41.4	352,110	57,635	294,475		
	大学卒	16	37.8	365,196	57,730	307,466		
	短大卒	6	35.0	295,496	31,724	263,772		
	高校卒	29	44.7	356,604	62,944	293,660		
	中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	31	38.4	322,046	31,536	290,510	同上		
係 職 種	大学卒	10	34.3	316,950	22,707	294,243	同上	行政職 1級
	短大卒	3	42.2	296,057	0	296,057		
	高校卒	18	40.1	329,208	41,697	287,511		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務係員	150	36.5	297,428	36,676	260,752		
	大学卒	69	32.1	306,825	37,026	269,799		
	短大卒	19	42.0	262,738	14,356	248,382		
	高校卒	62	39.6	296,730	43,010	253,720		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術係員	110	31.5	270,625	36,071	234,554		
係 職 種	大学卒	35	32.1	282,976	22,597	260,379	同上	同上
	短大卒	16	31.4	274,623	31,956	242,667		
	高校卒	58	30.9	261,420	44,025	217,395		
	中学卒	*	*	*	*	*		

その2 その他の対象職種

規模計

職種名		調査実人員	平均年齢	令和6年4月分平均支給額			備考	
				きまって支給する		(A)－(B)		
				給与(A)	うち時間外手当(B)			
		人	歳	円	円	円		
教育関係	大	学部長	3	73.2	718,233	0	718,233	
		教授	35	59.5	534,551	0	534,551	
		准教授	31	51.5	410,512	0	410,512	
		講師	26	51.0	354,899	0	354,899	
	学	助教	5	36.9	288,926	240	288,686	
職種	高	校長	*	*	*	*	*	
	校	教頭	2	61.0	538,615	0	538,615	
	校	教諭	22	45.2	494,237	0	494,237	
研究関係職種		研究所長	-	-	-	-	-	[構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
		研究部(課)長	*	*	*	*	*	
		研究室(係)長	-	-	-	-	-	[下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
		主任研究員	-	-	-	-	-	
		研究員	8	35.0	322,341	20,799	301,542	
		研究補助員	6	29.0	217,283	0	217,283	
医療関係職種		病院長	3	67.2	1,788,257	0	1,788,257	部下に医師又は歯科医師5人以上 [病院長を直接補佐する者、 部下に医師又は歯科医師5人以上 部下に医師又は歯科医師1人以上
		副院長	7	59.1	1,427,055	183,886	1,243,169	
		医科長	22	51.4	1,432,817	425,831	1,006,986	
		医師	24	37.7	993,198	259,842	733,356	
		歯科医師	*	*	*	*	*	
		薬局長	*	*	*	*	*	部下に薬剤師2人以上
		薬剤師	13	38.2	344,530	49,541	294,989	
		診療放射線技師	17	33.6	313,184	36,177	277,007	
		臨床検査技師	16	37.4	329,757	54,354	275,403	
		栄養士	10	35.0	303,936	5,815	298,121	
	理学療法士	27	32.3	277,356	11,913	265,443		
	作業療法士	23	35.6	263,739	9,961	253,778		
職種		総看護師長	3	59.5	435,023	12,000	423,023	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
		看護師長	36	48.3	427,881	40,131	387,750	
		看護師	87	36.7	341,910	27,816	314,094	
		准看護師	29	49.8	352,618	27,975	324,643	

職 種 名	調査実人員	平均年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給する		(A)－(B)	
			給与(A)	うち時間外 手当(B)		
技能・ 電話交換手	人	歳	円	円	円	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所に おいて業務に従事している者を除く。
自家用常用 自動車運転手	5	54.1	313,528	34,093	279,435	
守衛・警備員	3	47.5	263,124	2,841	260,283	
用 務 員	15	46.7	170,928	2,783	168,145	

その3 再雇用者

規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和6年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する		(A) - (B)		
			給与(A)	うち時間外手当(B)			
		人	歳	円	円	円	
事務・技術関係職種	支店長・工場長	*	*	*	*	*	その1の1規模計の備考欄参照
	事務・技術部長	10	62.6	610,904	0	610,904	
	事務・技術部次長	7	65.8	366,935	13,181	353,753	
	事務・技術課長	9	63.3	378,979	22,102	356,877	
	事務・技術課長代理	-	-	-	-	-	
	事務・技術係長	-	-	-	-	-	
	事務・技術主任	4	61.8	381,455	0	381,455	
	事務・技術係員	163	63.1	284,222	14,719	269,504	

第12表 民間における初任給の改定状況

学 歴	項 目	採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			採用なし
			増 額	据 置 き	減 額	
		%	%	%	%	%
大 学 卒		27.7	(65.1)	(34.9)	(0.0)	72.3
高 校 卒		32.7	(75.3)	(24.7)	(0.0)	67.3

(注) () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第13表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項 目	係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
割 合	%	%	%	%	%	%
	55.6	44.4	51.1	48.9	50.7	49.3

第14表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	子に家族手当を支給する	家族手当制度がない
86.1%	68.4%	86.1%	13.9%

その2 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	11,210円
配偶者と子1人	18,069円
配偶者と子2人	24,849円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については6,500円（8級職員は3,500円、9級職員は支給なし）、子については1人につき10,000円、父母等については、1人につき6,500円（8級職員は3,500円、9級職員は支給なし）である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

3 その他参考資料

令和6年4月の標準生計費算定方法

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和6年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食料費 …… 食料

住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

雑費Ⅰ …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、令和6年4月の全国の費目別標準生計費（令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」を基礎として算定した令和3年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して算定した値）に、全国の費目別平均支出金額に対する本県の費目別平均支出金額の割合を乗じて求めた。

2人～5人世帯については、「家計調査」（岐阜市・勤労者世帯）における令和6年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

令和5年1月～12月の「家計調査」の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第15表 岐阜市における費目別、世帯人員別標準生計費(令和6年4月)

(単位:円)

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	34,510	43,830	56,970	70,110	83,340
住居関係費	36,460	40,870	37,670	34,470	31,280
被服・履物費	7,450	6,960	10,620	14,280	17,960
雑費Ⅰ	23,820	32,720	50,130	67,540	84,800
雑費Ⅱ	9,440	17,050	21,380	25,760	30,150
計	111,680	141,430	176,770	212,160	247,530

(参考)費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費目	2人	3人	4人	5人
食料費	0.467	0.607	0.747	0.888
住居関係費	0.882	0.813	0.744	0.675
被服・履物費	0.395	0.603	0.811	1.020
雑費Ⅰ	0.235	0.360	0.485	0.609
雑費Ⅱ	0.323	0.405	0.488	0.571